

令和7年度航空レーザー森林資源解析委託業務

閱 覧 図 書

図 書 内 訳

- 1 入札者注意書
- 2 委託契約書(案)
- 3 仕様書

滋賀森林管理署

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、契約書案、入札説明書、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とすること。
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
- 5 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
- 6 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
- 7 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
- 8 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 9 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
 - （1）入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - （2）指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - （3）入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
 - （4）入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
 - （5）委任状を持参しない代理人のした入札書
 - （6）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - （7）入札金額の記載を訂正した入札書
 - （8）入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
 - （9）入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
 - （10）明らかに連合によると認められる入札書
 - （11）同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - （12）入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
 - （13）国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
 - （14）入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しな

かったとき。

(15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。

(16) その他入札に関する条件に違反した入札

10 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができない。

11 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書が無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しない。

12 開札は入札者の面前で行う。ただし、入札者が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会って行う。

13 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。

その場合、無効の入札をした者は参加することができない。

14 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。

(1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。

(2) (1) の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。

(3) (1) により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。

(4) (1) の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。

15 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又は、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

16 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。

17 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

18 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。

19 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。

20 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1） 暴力的な要求行為を行う者
- （2） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5） その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

入 札 書

物件の名称 令和7年度航空レーザ森林資源解析委託業務

入 札 金 額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額であるので、契約金額は上記金額に上記金額の10%を加算した金額となること及び入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
滋賀森林管理署長 川崎 秀親 殿

入 札 者
住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

委任状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

滋賀森林管理署長 川崎 秀親 殿

委任者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

私は、都合により を代理人と定め、
下記の入札に関する一切の権限を委任します。

記

物件の名称 令和7年度航空レーザ森林資源解析業務

委任状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

滋賀森林管理署長 川崎 秀親 殿

(委任者) 所在地(住所)
商号又は名称
代表者役職氏名

私は、下記の者をもって代理人と定め、滋賀森林管理署における契約について、下記の一
切の権限を委任します。

(受任者) 所在地(住所)
商号又は名称
代表者役職氏名

(委任事項)

- 1 入札及び見積に関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 入札保証金及び契約保証金の納付並びに領収に関する件
- 4 代金請求及び領収に関する件
- 5 復代理人の選任及び解任の件
- 6 その他契約履行に関する件

(委任期間)

令和 年 月 日から令和 年 月 日

(注) これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等(委任者が
任意の様式で作成するものを含む)があっても差し支えない。

委 託 契 約 書(案)

分任支出負担行為担当官 滋賀森林管理署長 川崎 秀親(以下「委託者」という。)と ○○ (以下「受託者」という。)は、令和7年度航空レーザ森林資源解析委託業務(以下「委託事業」という。)の委託について、次の条項により委託契約を締結する。

(実施する委託事業)

第1条 委託者は、次の委託事業の実施を受託者に委託し、受託者は、その成果を委託者に報告するものとする。

(1)委託事業名

令和7年度航空レーザ森林資源解析委託業務

(2)委託事業の内容

仕様書のとおり

(3)履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月10日まで

(事業計画書)

第2条 受託者は、事業計画書(別紙様式第1-1号)を作成し、仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内に委託者に提出し、委託者の承認を得なければならない。

2 受託者は、承認後の事業計画書に従って、委託事業を実施しなければならない。

3 前各項の規定は、事業計画書を変更する場合についても準用する。

(委託費の限度額)

第3条 委託者は、委託事業に要する費用(以下「委託費」という。)として、金 円(うち消費税及び地方消費税額 円)を超えない範囲内で受託者に支払うものとする。

(注)「消費税及び地方消費税の額」は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託費の限度額に110分の10を乗じて得た金額である。

(契約保証金)

第4条 会計法(昭和22年法律第35号)第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第3号の規定により免除する。

(再委託の制限)

第5条 受託者は、委託事業の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、安全管理、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

2 受託者は、この委託事業達成のため、委託事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)を必要とするときは、あらかじめ委託者の承認を得なければならない。

3 受託者は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を委託者に提出しなければならない。

4 受託者は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ委託者の承認を得なければならない。

5 受託者は、この委託事業達成のため、再々委託又は再々請負(再々委託又は再々請負以降の委託又

は請負を含む。以下同じ。)を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の氏名又は名称、住所及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに委託者に届け出なければならない。

- 6 受託者は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第4項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、委託者に届け出なければならない。
- 7 委託者は、前2項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、受託者に対し必要な報告を求めることができる。
- 8 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託比率が 50 パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が 100 万円以下である場合には、軽微な再委託として第2項から前項までの規定は、適用しない。

(監督職員)

第6条 委託者は、監督職員を定めたときは、その氏名を受託者に書面により通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督職員に委任した権限のほか、設計図書で定めるところにより、次の権限を有する。

(1) 契約の履行についての受託者又は受託者の管理技術者に対する指示、承諾及び協議

(2) 事業の進捗状況の管理、立会い、事業の実行状況調査、確認

- 3 委託者は、2名以上の監督職員を定め前項の権限を分担させるときにあっては、それぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては、当該委任した権限の内容をそれぞれ受託者に書面により通知しなければならない。

(管理技術者)

第7条 受託者は、事業における管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知(別紙様式第2号)しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、事業の管理及び統轄を行うほか、委託契約の変更、履行期間の変更、委託費の請求及び受領、第6条第1項及び第3項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

- 3 受託者は、前2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。

(事業関係者に対する措置要求)

第8条 委託者は、管理技術者ほかの受託者が雇用している従事者及び再委託、再々委託により従事する者が事業の実施につき著しく不相当と認めるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項についての措置を決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に委託者に書面により通知しなければならない。

- 3 受託者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 4 委託者は、前項による請求があったときは、当該請求に係る事項についての措置を決定し、請求を受けた日から 10 日以内に受託者に通知しなければならない。

(実績報告)

第9条 受託者は、委託事業が終了したとき(委託事業を中止し、又は廃止したときを含む。)は、委託事業の成果を記載した実績報告書(別紙様式第3号)を委託者に提出するものとする。

(検査)

第 10 条 委託者は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうかを関係書類及び実地により検査を行い、当該検査の結果を受託者に対して書面により通知するものとする。

2 受託者は、委託事業が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して再度委託者の検査を受けなければならない。この場合の手続きは前項の規定を準用する。

（委託費の額の確定）

第 11 条 委託者は、前条に規定する検査の結果、当該委託事業が契約の内容に適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、受託者に対して通知するものとする。

2 前項の委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と第3条に規定する委託費の限度額のいずれか低い額とする。

（委託費の支払）

第 12 条 受託者は、前条の規定により委託費の額が確定した後、書面をもって委託者に代金の支払いを請求するものとする。

2 委託者は、受託者からの適法な請求書を受理した日から 30 日以内にその支払いを行うものとする。

3 委託者の責に帰すべき事由により委託費が約定期間内に支払われなかったとき、委託者は、受託者に対して、支払いの時機到来の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、支払い請求額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により決定された率を乗じた額を遅延利息として支払うものとする。

（成果物の使用）

第 13 条 受託者は、調査等による成果物の全部又は一部を委託者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、受託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 受託者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって委託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（委託者による委託事業の中止等）

第 14 条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受託者の責めに帰することができないものにより事業現場の状態が著しく変動したため、受託者が事業を行うことができないと認めるときは、委託者は、事業の中止内容を直ちに受託者に書面により通知し、事業の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 委託者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、受託者に書面により通知し、設計図書等を変更し、または事業の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 委託者は、前2項の規定により事業を一時中止した場合、または設計図書等を変更した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託費を変更し、受託者が事業の一時中止後の事業の続行に備えるために増加費用を必要とするとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（受託者の請求による履行期間の延長）

第 15 条 受託者はその責めに帰することができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により委託者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、その理由が正当と認めるときは、受託者に書面により通知し履行期間を延長することができる。

（委託者の請求による履行期間の短縮）

第 16 条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受

託者に請求することができる。

- 2 委託者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、委託費を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（委託費の変更方法等）

第 17 条 委託費の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。ただし、委託者が委託費の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

（受託者による臨機の措置）

第 18 条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受託者は、そのとった措置の内容を委託者に直ちに通知しなければならない。
- 3 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が委託費の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、委託者がこれを負担する。

（一般的損害）

第 19 条 受託者の事業の実施において、事業の完了前に生じた損害（次条第1項及び第2項に規定する損害を除く。）については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害（仕様書等の定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

- 2 受託者の事業の実施において、国有林野又は国有林野の産物等に損害を与えた場合、委託者が必要と認めたときは、委託者が指定した期間内に損害を弁償し、または現状に復さなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第 20 条 事業の実施において第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、委託者の責に帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。
- 3 前2項の場合その他事業を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者及び受託者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（特許権等の使用）

第 21 条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

- 2 前項において、特許権等の使用に伴う費用を委託者に求める場合は、特許権等を有する第三者との交渉の前に、その使用について委託者の承認を受けなければならない。

（契約金額の変更に代える設計図書の変更）

第 22 条 委託者は、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 21 条の規定により委託費を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、委託費の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書等を変更することができる。この場合において、設計図書等の変更内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合

には、委託者が定め、受託者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が同項の委託費を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(契約の解除)

第 23 条 委託者は、受託者が次のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、委託者は受託者に対して理由を記載した書面により通知するものとする。

- (1) 受託者の責に帰すべき事由により、履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に事業を完了する見込みがないとき。
- (2) 正当な理由がないのに、事業に着手すべき時期を経過しても受託者が事業に着手しないとき。
- (3) 受託者がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認めるとき。
- (4) 受託者が天災、不可抗力、その他正当な理由によらないで、契約の解除を申し出たとき。

- 2 前項各号のほか、委託者が必要であると認めるときは、契約を解除することができる。この場合、契約を解除したことにより、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第 24 条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、委託者は受託者に対し、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を請求することができる。

- (1) 前条第1項各号の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責に帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能になった場合

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について更生手続き開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について、再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等

- 3 委託者は前条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより受託者に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 25 条 受託者の責に帰すべき事由により、履行期限内に事業を完了することができない場合においては、委託者は損害金の支払いを受託者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、委託費に対し、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 26 条 委託者は、この契約に関し、受託者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受託者又は受託者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第7条若しくは第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 受託者又は受託者の代理人(受託者又は受託者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を

含む。)が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の6若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第1項若しくは第 95 条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

- 2 受託者は、この契約に関して、受託者又は受託者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を委託者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 27 条 受託者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、委託者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として委託者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1)公正取引委員会が、受託者又は受託者の代理人に対して独占禁止法第7条若しくは第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2)公正取引委員会が、受託者又は受託者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3)公正取引委員会が、受託者又は受託者の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4)受託者又は受託者の代理人(受託者又は受託者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第 96 条の6若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第1項若しくは第 95 条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 受託者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の5に相当する額を違約金として委託者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1)前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

(2)前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受託者又は受託者の代理人(受託者又は受託者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3)受託者が委託者に対し、独占禁止法等の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受託者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、委託者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、委託者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(暴力団排除に関する特約条項)

第 28 条 暴力団排除に関する特約条項は別紙のとおりとする。

(著作権等)

第 29 条 受託者は、委託事業により納入された著作物に係る一切の著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)を、著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとし、委託者の行為について著作者人格権を行使しないものとする。

(物品管理)

第 30 条 受託者は、委託者から貸与を受けた物品(以下「貸与物品」という。)や、委託費により購入した物品(以下「調達物品」という。)について、それを記録した物品管理簿(別紙様式第4-1号)を備え付け、常にその数量や状態を明らかにしておかなければならない。

2 受託者は委託者から物品の貸与を受ける場合は支給材料(貸与品)等調書(別紙様式第4-2号)を提出して借り受け、事業完了後速やかに支給材料(貸与品)等返納届(別紙様式第4-3号)を添えて返却

しなければならない。

- 3 受託者は、調達物品について、委託事業により取得したものである旨の標示（別紙様式第4-4号）をするとともに、委託事業ごとに物品管理簿に登録しなければならない。この場合において、受託者は、物品管理簿の写しを委託事業実績報告書提出の際に併せて提出するものとする。
- 4 委託者は、委託事業終了後、委託事業により購入した物品について、その返還の要否を決定し、返還を要するものと指定した場合は、引渡日時、引渡場所等引渡しに必要な事項を定め、その旨受託者に指示するものとする。ただし、受託者において、委託費により購入した物品を同種の事業で継続して使用したい場合は、継続使用申出書（別紙様式第4-5号）により申し出て委託者の承認を受けなければならない。
- 5 受託者の貸与物品や調達物品の返却に要する費用は受託者の負担とする。
- 6 受託者は、貸与物品や調達物品を返還するに当たり、委託者が当該物品の使用・保管場所を決定するまでの間、無償で保管するものとする。
- 7 受託者は、貸与物品や調達物品の保全に努めることとするが、損傷等により使用できなくなった場合は、使用不能報告書（別紙様式第4-6号）により報告し、代品を納め若しくは原状に復して返還し、または返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 8 委託事業終了後、委託費により購入した物品のうち返還を要しないものとして委託者が指定し受託者が売払処分等により収益を得た場合は、受託者は収益納付報告書（別紙様式第4-7号）により委託者に報告し、委託者から指示に従い収益を国庫に納付しなければならない。

（委託事業の調査）

第 31 条 委託者は、必要に応じ、受託者に対し、実績報告書における委託費の精算に係る審査時その他の場合において、委託事業の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について所要の調査報告を求め、又は実地に調査することができるものとし、受託者はこれに応じなければならないものとする。

（帳簿等）

- 第 32 条 受託者は、委託事業に係る経費について、当事業用の帳簿を作成・整備した上で、収入及び支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかななければならない。
- 2 受託者は、委託費に関する帳簿への委託費の収入支出の記録は、当該収入支出の都度、これを行うものとする。
 - 3 受託者は、前項の帳簿及び実績報告書に記載する委託費の支払実績を証するための証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を、受託者の文書管理規程等の保存期限の規定にかかわらず、当該委託事業終了の翌年度の4月1日から起算して5年間、整備・保管しなければならない。
 - 4 受託者は、実績報告書の作成・提出に当たっては、帳簿及び証拠書類等と十分に照合した委託費の支払実績額を記載しなければならない。
 - 5 受託者は、前各項の規定のいずれかに違反し又はその他不適切な委託費の経理を行ったと委託者が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の交付を受けることができず、又は既にその交付を受けている場合には、委託者の指示に従い当該額を返還しなければならない。

（旅費及び賃金）

- 第 33 条 受託者は、委託費からの旅費及び賃金の支払については、いずれも委託事業の実施と直接関係ある出張又は用務に従事した場合に限るものとする。
- 2 受託者は、前項の規定に違反した不適切な委託費の経理を行ったと委託者が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の交付を受けることができず、又は既にその交付を受けている場合には、委託者の指示に従い当該額を返還しなければならない。

（秘密の保持等）

第 34 条 受託者は、この委託事業に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

(契約外事項)

第 35 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者とが協議の上、定めるものとする。

(疑義の解決)

第 36 条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、委託者と受託者とが協議の上、解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者 住所 滋賀県大津市瀬田 3 丁目 40-18

氏名 分任支出負担行為担当官
滋賀森林管理署長 川崎 秀親

受託者 住所

氏名

(別紙様式第 1 - 1 号)

委 託 事 業 計 画 書

1 事業概要

(1) 事業実施方針

(2) 事業項目及び事業対象

(3) 履行期間

令和 年 月 日～令和 8 年 3 月 10 日

(4) 管理技術者

2 収支予算

(1) 収入の部

区 分	予 算 額	備 考
国庫委託費		うち消費税及び地方消費税相当額 円
計		

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	備 考
計		

(注) 1 備考欄には、各区分ごとの経費に係る算出基礎を記入し、必要がある場合は説明を付すこと(別紙でも可)。

2 人件費については、別紙 1 の人件費明細書に基づき経理すること。

(3) 物品購入計画(物品の購入がある場合)

品 目	規 格	個 数	購 入 実 績		使 用 目 的	備 考
			単 価	金 額		

(注) 記載する品目は、原型のまま比較的長期の反復使用に耐え得る物品で、取得価格が 3 万円以上の物品とする。

(4) 再委託先等

氏名又は名称	住 所	業務の範囲	必要性及び契約金額

(注) 再委託を行う場合に限る。

3 事業工程表 別紙様式第 1－2 号のとおり。

4 事業組織表 別紙様式第 1－3 号のとおり。

5 緊急時の体制及び対応方法 別紙「令和 7 年度航空レーザ森林資源解析委託業務事業実施時の連絡体制図」のとおり。

6 その他

- ・官給物品がある場合のリスト
- ・当事業と同時期に実施している当事業以外の事業の概要
- ・個人情報の管理体制（責任者）
- ・行政情報の流出防止策
- ・情報管理の責任者
- ・その他

(別紙 1)

令和 7 年度航空レーザ森林資源解析委託業務
人件費明細書

氏 名	職 名 等	勤 務 時 間 当 り 単 価 (A)	委 託 事 業 従 事 時 間 (B)	人 件 費 (A) × (B)
		円	時	円
計				

- 注) 1 (A) 欄は、1 日当たり積算単価表を記入すること。
2 (B) 欄は、委託事業従事予定日数から記入すること。
3 勤務日数当たり単価が、受託単価規程等に基づく場合は受託単価を記入すること。

○1 時間当たり積算単価表

氏 名	給 与	賞 与	社会保険等 事業主負担	退職手当 引 当 金	計 (A)	一時間当たり 単価 (A) / 日
	円	円	円	円	円	円

- 注) 1 給与には、各手当等を含むものとする。
2 受託事業に係る年度の前年支給実績等を記入すること。
3 年間勤務日数は、受託団体の就業規則等に定める就労日数とする。

事業工程表

[illegible]

事業組織表

NO.	従事区分	氏 名	担当業務の内容	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

別紙様式第2号

令和7年 月 日

(監督員経由)

分任支出負担行為担当官

滋賀森林管理署長 川崎 秀親 殿

受託者 住所
氏名

管 理 技 術 者 通 知 書

業務の名称 令和7年度航空レーザ森林資源解析委託業務

令和7年 月 日付けで契約締結した上記業務の管理技術者を下記の者に定め
たので、通知します。

記

管理技術者
氏 名

- ※ ・技術士（森林部門）の取得を証明するための証明書等の写しを添付すること。
- ・計測密度4点/m²以上の航空レーザ計測成果を利用した森林資源解析の業務経験した業務に係る契約書の写し、担当技術者として従事したことが確認できる書類の写し（業務計画書等で従事実績が確認できる部分）を添付すること。
 - ・直接雇用していることを証明するため、採用通知書の写し、雇用通知の写し、その他社員であることを証するもののいずれかで確認できる資料を添付すること。

(別紙様式第3号)

委託業務実績報告書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

滋賀森林管理署長 川崎 秀親 殿

(受託者)

住 所

氏 名

令和7年 月 日付け契約の令和7年度航空レーザ森林資源解析委託業務について、下記のとおり事業を実施したので、委託契約書第9条の規定によりその実績を下記のとおり報告します。

記

1 業務の実施状況

- (1) 実施項目等
- (2) 実施期間
- (3) 業務の成果

2 収支精算

(1) 収入の部

区 分	予 算 額	精 算 額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
国庫委託費					うち消費税及び地方 消費税相当額 円

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	精 算 額	比 較 増 減		備 考
			増	減	

注) 1 備考欄には、各区分の支出経費について積算の内訳を記入し、必要に応じ説明を付けること。

2 人件費については、別紙2、3の人件費明細書等に基づき経理すること。

3 物品購入実績（物品を購入した場合）

品 目	規 格	個 数	購 入 実 績		使 用 目 的	備 考
			単 価	金 額		

注) 委託契約時の物品購入計画に掲げる物のほか、その計画以外に購入した物品があった場合に記載する品目は、物品購入計画を作成する場合と同様とする。また、購入に至った理由を備考欄に記載すること。

(別紙2)

令和7年度航空レーザ森林資源解析委託業務
人件費明細書(実績)

氏 名	職 名 等	勤 務 時 間 当 り 単 価 (A)	委 託 事 業 従 事 時 間 (B)	人 件 費 (A) × (B)
		円	日	円
計				

- 注) 1 (A) 欄は、1日当たり積算単価表を記入すること。
2 (B) 欄は、委託事業従事日数から記入すること。
3 勤務日数当たり単価が、受託単価規程等に基づく場合は受託単価を記入すること。

○1 時間当たり積算単価表

氏 名	給 与	賞 与	社会保険等 事業主負担	退職手当 引 当 金	計 (A)	一時間当たり 単価 (A) / 日
	円	円	円	円	円	円

- 注) 1 給与には、各手当等を含むものとする。
2 受託事業に係る年度の前年支給実績等を記入すること。
3 年間勤務日数は、受託団体の就業規則等に定める就労日数とする。

(別紙 3)

令和7年度航空レーザ森林資源解析委託業務
月別勤務時間報告書

[illegible]

(別紙様式第4－1号)

令和7年度航空レーザ森林資源解析委託業務 物品管理簿

品 名	規 格	員 数	購入金額		使用目的	取 得 年月日	耐用年数	保管場所	事業終了後の措置状況	備考
			単 価	金 額						

注)取得年月日欄には取得物品の検収を行った年月日、耐用年数欄には減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数を、事業終了後の措置状況欄には委託事業終了後に行った処分等(国へ引き渡し、継続使用、廃棄等)を記載すること。備考欄には、物品番号その他必要な事項を記載すること。

(別紙様式第4-2号)

令和7年度航空レーザ森林資源解析委託業務
国からの支給材料(貸与品)等調書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

滋賀森林管理署長 川崎 秀親 殿

受託者

国から受けた下記の貸与品については、令和 年 月 日に借用しました。

記

[illegible]

(別紙様式第4-3号)

令和7年度航空レーザ森林資源解析委託業務
国からの支給材料(貸与品)等返納届

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
滋賀森林管理署長 川崎 秀親 殿

受託者

国から受けた貸与品について、下記のとおり返納します。

記

品名	品質規格	数量	単価 (円)	価格 (円)	引渡場所	返納場所	備考

〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇 〇〇 殿

国より貸与した上記物品について、返納したことを認める。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
滋賀森林管理署長 川崎 秀親

(別紙様式第4－4号)

【物品標示票例】

物 品 標 示 票	
委 託 事 業 名	令和7年度航空レーザ森林資源解析委託業務
品 名	
物 品 番 号	
取 得 年 月 日	令 和 年 月 日
備 考	

(別紙様式第4－5号)

令和7年度航空レーザ森林資源解析委託業務
継続使用申出書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

滋賀森林管理署長 川崎 秀親 殿

受託者

住 所

氏 名

令和 7 年 月 日付け契約の令和7年度航空レーザ森林資源解析委託業務により取得した物品について、下記の理由により継続使用いたしたく申し出ます。

記

1. 継続使用を要する物品

品目	規格	数量	購 入 年月日	耐用 年数	購入実績		備考
					単価	金額	

2. 同種の事業の目的・事業内容

(1)目的

(2)事業内容

(3)継続使用する理由

(注)継続使用申出書は、委託事業実績報告書提出の際に併せて提出すること。

(別紙様式第4－6号)

令和7年度航空レーザ森林資源解析委託業務
使用不能報告書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

滋賀森林管理署長 川崎 秀親 殿

受託者

住 所

氏 名

令和7年 月 日付け契約の令和7年度航空レーザ森林資源解析委託業務により取得した物品について、下記の理由により使用できなくなった旨報告します。

記

1. 委託事業により取得した物品

品目	規格	数量	購 入 年月日	耐用 年数	購入実績		備考
					単価	金額	

2. 使用できなくなった理由

(別紙様式第4－7号)

令和7年度航空レーザ森林資源解析委託業務
収益納付報告書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
滋賀森林管理署長 川崎 秀親 殿

受託者
住 所
氏 名

令和 年 月 日付け 第 号の引渡不要通知書を受け、取得物品を売払処分等
したところ、収益を得たことを報告します。
なお、収益額は指示により国庫に納付します。

記

1. 収益を得た物品

品目	規格	数量	購 入 年月日	耐用 年数	購入実績		備考
					単価	金額	

2. 売払処分等年月日

令和 年 月 日

3. 売払処分等の金額

円

4. 売払処分等の種別

売払または賃貸借

委託事業における人件費の算定等の適正化について

1. 委託事業に係る人件費の基本的な考え方

- (1) 人件費とは委託事業に直接従事する者（以下「事業従事者」という。）の直接作業時間に対する給料その他手当をいい、その算定に当たっては、原則として以下の計算式により構成要素ごとに計算する必要がある。

また、委託事業計画書及び実績報告書の担当者の欄に事業従事者の役職及び氏名を記載すること。

$$\text{人件費} = \text{時間単価}^{※1} \times \text{直接作業時間数}^{※2}$$

※1 時間単価

時間単価については、契約締結時に後述する算定方法により、事業従事者一人一人について算出し、原則として額の確定時に時間単価の変更はできない。

ただし、以下に掲げる場合は、額の確定時に時間単価を変更しなければならない。

- ・事業従事者に変更があった場合
- ・事業従事者の雇用形態に変更があった場合（正職員が嘱託職員として雇用された等）
- ・委託先における出向者の給与の負担割合に変更があった場合
- ・超過勤務の概念がない管理職や研究職等職員（以下、「管理者等」という。）

が当該委託事業に従事した時間外労働の実績があった場合

※2 直接作業時間数

① 正職員、出向者及び嘱託職員

直接作業時間数については、当該委託事業に従事した実績時間についてのみ計上すること。

② 管理者等

原則、管理者等については、直接作業時間数の算定に当該委託事業に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることはできない。ただし、当該委

託事業の遂行上やむを得ず当該委託事業のために従事した時間外労働にあっては、直接作業時間数に当該委託事業に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることができることとする。

（２）一の委託事業だけに従事することが、雇用契約書等により明らかな場合は、上記によらず次の計算式により算定することができる

$$\text{人件費} = \text{日額単価} \times \text{勤務日数}$$

$$\text{人件費} = \text{給与月額} \times \text{勤務月数} \quad (\text{1月に満たない場合は、日割り計算による。})$$

２．受託単価による算定方法

委託先（地方公共団体を除く。以下同じ。）において、受託単価規程等が存在する場合には、同規程等における単価（以下「受託単価」という。）の構成要素等の精査を委託契約締結時に行った上で、受託単価による算定を認める。

○ 受託単価の構成要素を精査する際の留意点

ア 事業従事者の職階（課長級、係長級などに対応した単価）に対応しているか。

イ 受託単価に人件費の他に技術経費、一般管理費、その他経費が含まれている場合は、各単価及びその根拠を確認すること。

ウ 受託単価に技術経費、一般管理費等が含まれている場合は、委託事業計画書及び委託事業実績報告書の経費の区分欄に計上する技術経費、一般管理費に重複計上されていないか確認すること。

<受託単価による算定方法>

○正職員及び管理者等の時間単価は、受託単価規定等に基づく時間単価を使用すること。

○出向者、嘱託職員の受託単価計算

事業従事者が出向者、嘱託職員である場合は、受託単価規程等により出向者受託単

価、嘱託職員受託単価が規定されている場合は、それぞれの受託単価を使用することができる。ただし、出向者及び嘱託職員に係る給与については、委託先が全額を負担、一部のみ負担、諸手当が支給されていない等多様であるため、適用する受託単価の構成要素のうち人件費分について精査し、後述する実績単価により算出された人件費単価を超えることはできない。

3. 実績単価による算定方法

委託先に受託単価規程等が存在しない場合には、時間単価は以下の計算方法（以下「時間単価計算」という。）により算定する。（円未満は切捨て）

＜実績単価の算定方法＞

○正職員、出向者（給与等を全額委託先で負担している者に限る。）及び嘱託職員の
人件費時間単価の算定方法

原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費等}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

・年間総支給額及び年間法定福利費の算定根拠は、「前年支給実績」を用いるものとする。ただし、中途採用など前年支給実績による算定が困難な場合は、別途委託先と協議の上定めるものとする（以下同じ。）。

・年間総支給額は、基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当等の諸手当及び賞与の年間合計額とし、時間外手当、食事手当などの福利厚生面で支給されているものは除外する（以下同じ。）。

・年間法定福利費等は、健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む。）、労働保険料、児童手当拠出金、身体障害者雇用納付金、労働基準法の休業補償及び退職手当引当金の年間事業者負担分とする（以下同じ。）。

・年間理論総労働時間は、営業カレンダー等から年間所定営業日数を算出し、就業規則等から1日当たりの所定労働時間を算出し、これらを乗じて得た時間とする（以下同じ。）。

○出向者（給与等の一部を委託先で負担している者）の時間単価の算定方法

出向者（給与等の一部を委託先で負担している者）の時間単価は、原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = \text{委託先が負担する（した）（年間総支給額＋年間法定福利費等）} \div \text{年間理論総労働時間}$$

・事業従事者が出向者である場合の人件費の精算に当たっては、当該事業従事者に対する給与等が委託先以外（出向元等）から支給されているかどうか確認するとともに、上記計算式の年間総支給額及び年間法定福利費は、委託先が負担した額しか計上できないことに注意すること。

○管理者等の時間単価の算定方法

原則として管理者等の時間単価は、下記の（１）により算定する。ただし、やむを得ず時間外に当該委託事業に従事した場合は、（２）により算定した時間単価を額の確定時に適用する。

（１）原則

$$\text{人件費時間単価} = \text{（年間総支給額＋年間法定福利費等）} \div \text{年間理論総労働時間}$$

（２）時間外に従事した場合

$$\text{人件費時間単価} = \text{（年間総支給額＋年間法定福利費等）} \div \text{年間実総労働時間}$$

・時間外の従事実績の計上は、業務日誌以外にタイムカード等により年間実総労働時間を立証できる場合に限る。

・年間実総労働時間＝年間理論総労働時間＋当該委託事業及び自主事業等における時間外の従事時間数の合計

４．一般競争入札により委託契約を締結する場合の例外について

一般競争入札により委託契約を締結する場合、受託規程で定める単価よりも低い受託単価又は本来の実績単価よりも低い実績単価を定めている場合は、精算時においても同単価により人件費を算定すること。

５．直接作業時間数を把握するための書類整備について

直接作業時間数の算定を行うためには、実際に事業に従事した事を証する業務日誌が必要となる。また、当該業務日誌において事業に従事した時間のほか、他の業務との重複がないことについて確認できるよう作成する必要がある。

【業務日誌の記載例】

(4月)		所属 ○○○部 ××課										役職 ○○○○				氏名 ○○ ○○				時間外手当支給対象者か否か										業務時間及び業務内容
時 日	0	...	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24											
1				A				B															A(3h)○○検討会資料準備 B(5.25h)○○調査打ち合わせ							
2				A				A				C										A(6h)○○検討会資料準備、 検討会 C(2h)○○開発打ち合わせ								
3				D				B		A												D(3h)自主事業 B(2h)○○調査打ち合わせ A(4h)現地調査事前準備								
4				A																				A(9.5h)○○調査現地調査						
5				A				D															A(3h)○○検討会資料準備 D(5h)自主事業							
.																														
.																														
.																														
.																														
30																														
31																														
勤務時間管理者 所属：○○部長 氏名：○○○○ 印														A:○○○○委託事業(○○農政局) B:○○○○委託事業(○○農政局) C:○○○○補助事業(○○局) D:自主事業										合計		A(○○h) B(○○h) C(○○h) D(○○h)				

- ① 人件費の対象となっている事業従事者ごとの業務日誌を整備すること（当該委託事業の従事時間と他の事業及び自主事業等に係る従事時間・内容との重複記載は認められないことに留意する。）。
- ② 業務日誌の記載は、事業に従事した者本人が原則毎日記載すること（数週間分まとめて記載することや、他の者が記載すること等、事実と異なる記載がなされることがないよう適切に管理すること。）。
- ③ 当該委託事業に従事した実績時間を記載すること。なお、従事した時間に所定時間外労働（残業・休日出勤等）時間を含める場合は、以下の事由による場合とする。
 - ・委託事業の内容から、平日に所定時間外労働が不可欠な場合
 - ・委託事業の内容から、休日出勤（例：土日にシンポジウムを開催等）が必要である場合で、委託先が休日手当を支給している場合。ただし、支給していない場合でも委託先において代休など振替措置を手当している場合は同様とする。
- ④ 昼休みや休憩時間など勤務を要しない時間は、除外すること。

- ⑤ 当該委託事業における具体的な従事内容が分かるように記載すること。なお、出張等における移動時間についても当該委託事業のために従事した時間として計上することができるが、出張行程に自主事業等他の事業が含まれる場合は、按分計上を行う必要がある。
- ⑥ 当該委託事業以外の業務を兼務している場合には、他の事業と当該委託事業の従事状況を確認できるように区分して記載すること。
- ⑦ 委託先における勤務時間管理者は、タイムカード（タイムカードがない場合は出勤簿）等帳票類と矛盾がないか、他の事業と重複して記載していないかを確認の上、記名する。

附 則

（施行期日）

- 1 この通知は、平成２２年９月２７日以降に制定する委託事業仕様書等に基づく委託事業から適用する。

（経過措置）

- 2 この通知の施行日現在、既に制定されている委託事業仕様書等に基づき実施されている平成２２年度の委託事業における人件費の算定等について、当該委託事業に係る委託元又は委託先において本通知の趣旨を踏まえた対応が可能な事項がある場合には、当該事項については、本通知により取り扱うものとする。
- 3 前項の委託事業仕様書等に基づく委託事業を平成２３年度以降も実施する場合には、本通知を適用する。

附 則

この通知は、令和３年１月１日から施行する。

令和7年度航空レーザ森林資源解析委託業務仕様書

第1章 総 則

1(適用範囲)

この仕様書は、令和7年度航空レーザ森林資源解析委託業務の実施に当たり、業務の適正な実施を期するため、必要な細目を定めるものである。

2(業務名)

令和7年度航空レーザ森林資源解析委託業務

3(履行期間)

契約締結日の翌日から令和8年3月 10 日まで

4(業務目的)

本業務は、別途貸与する航空レーザ計測の成果に基づく森林資源解析等を行い、林相、樹高、立木密度、胸高直径、材積等の森林資源情報を把握することを目的とする。

5(関連法令等)

本業務は、請負契約書及び本仕様書によるほか、次の関係法令等に基づき実施する。

- (1)森林法(昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号)
- (2)森林法施行規則(昭和 26 年 8 月 1 日農林省令第 54 号)
- (3)測量法(昭和 24 年法律第 188 号)
- (4)著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)
- (5)林野庁測定規程(平成 24 年 1 月 6 日付け 23 林国業第 100 号-1)
- (6)国土交通省公共測量作業規程(平成 28 年 3 月 31 日国国地第 190 号)
- (7)公共測量作業規程の準則(平成 20 年 3 月 31 日国土交通省告示第 413 号)
- (8)地理空間情報活用推進基本法(平成 19 年法律第 63 号)
- (9)地理情報標準プロファイル(国土交通省国土地理院)
- (10)その他関係法令、規則、通達等

6(関係官公庁への手続等)

測量法に基づく公共測量の諸手続に必要な関係書類の作成及び申請等の支援を行うものとする。

本業務の実施にあたり必要な関係官公庁への諸手続は、受託者が速やかに行い、その写しを監督職員に提出するものとする。

7(成果物の帰属)

本業務の成果物は、「著作権法(昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号)第 21 条から第 28 条及び第

47 条 3 に定める全ての権利並びに民法(明治 29 年 4 月 27 日法律第 89 号)第 206 条に定める所有権(以下、「著作権等」という。)を委託者が所有する。また、受託者は本業務の成果物を委託者の許可なく第三者に複写、公表、貸与及び使用してはならない。

8(機密情報の取扱い)

- (1) 受託者は、本業務の履行に関して知り得た情報を機密情報として扱い、他の目的に使用し、又は第三者に開示し、若しくは漏えいしてはならない。
- (2) 受託者は、機密情報の提供、返却等の授受について、委託者の指示に従うこと。
- (3) 受託者は、本業務に従事する者並びに 2 の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人(以下「従事者等」という。)に対して、(1)及び(2)の規定を遵守させなければならない。
- (4) 委託者は、受託者が(1)から(3)までの規定に違反し、委託者又は第三者に損害を与えた場合は、受託者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (5) (1)から(4)までの規定は、本業務に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

9(個人情報の取扱い)

(1) 基本的事項

受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(2) 秘密の保持

受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(3) 取得の制限

受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

(4) 利用及び提供の制限

受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(5) 複写等の禁止

受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために委託者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(6) 再委託の禁止及び再委託時の措置

受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、再委託に関する委託者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受託者において必要な措置を講ずるものとする。

(7) 事案発生時における報告

受託者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、委託者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(8) 資料等の返却等

受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに委託者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、委託者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

(9) 管理の確認等

① 受託者は、取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上委託者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る事業が再委託される場合は、再委託される事業に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受託者が年1回以上の定期的検査等により確認し、委託者に報告するものとする。

② 委託者は、受託者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、委託者は必要と認めるときは、受託者に対し個人情報の取扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

(10) 管理体制の整備

受託者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、事業計画書に記載するものとする。

(11) 従事者等への周知

受託者は、従事者等に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

10(情報セキュリティ)

受託者は、本業務においてデータセキュリティ対策及び個人情報保護対策を講じ、情報資産の安全性を確保しなければならない。

11(契約不適合責任等)

(1) 受託者は、納入物件の検収を行った日を起算日として1年間は、納入物件の性能、品質等について補償するものとする。

(2)前項に定める保証期間内に、納入物件に関して契約の内容に適合しない(以下「契約不適合」)場合には、委託者は、受託者に対し、相当の日時を定めて当該契約不適合を補修させることができる。

(3)委託者が、当該契約不適合により不当な損害を被った場合には、受託者は、その損害を賠償しなければならない。

12(損害賠償)

受託者は、その責めに帰する理由により、本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

13(本業務及び仕様書遵守に要する経費)

本業務及び本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受託者の負担とする。

14(専属的合意管轄裁判所)

本業務に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、滋賀県大津市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。ただし、特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴えについては、民事訴訟法(平成8年法律第 109 号)第6条に定めるものとする。

15(報告及び調査)

受託者は、適正な工程管理を行い、本業務の進捗状況を月に1回報告するものとする。

また、委託者は受託者に対して必要がある場合に、本業務の履行状況等について調査を行うことができる。

16(打合せ協議)

本業務の打合せ協議は、業務着手前、中間報告時、成果物納入時の3回を標準とし、時期等については監督職員と打合せして決定することとする。受託者は打合せ協議の内容を書面に記録するものとする。

17(疑義)

受託者は本仕様書に記載のない事項及び本業務遂行に当たり疑義が生じた場合には、必ず委託者と協議により定めるものとする。

18(業務数量の変更等)

本業務完了後又は業務途中で仕様内容の著しい変更が生じた場合、もしくは作業数量に著しい増減が生じた場合については、委託者と受託者とが協議の上、本契約を変更出来るものとする。

19(貸与資料)

本業務で必要となる資料について、委託者が保有する以下の資料を受託者に貸与する。貸与した

資料について、受託者は責任をもって保管し亡失はもちろん、汚損・破損のないよう取扱いには十分注意するものとする。また、貸与した資料を第三者に複写、公表、貸与及び使用してはならない。

本業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は本業務遂行上不要となった場合は、遅滞なく委託者に返還し、又は委託者の指示に従った処置を行うものとする。

受託者は借用の際、物品貸付申請書(別記様式第 15 号)及び国からの支給材料(貸与品)等調書を提出すること。

(1)滋賀森林管理署森林計画図データ

(2)滋賀森林管理署森林調査簿データ

(3)林分収穫表

(4)立木幹材積表

(5)発注者において計測機関より貸与を受けた既存の成果品

レーザ計測業務成果品

① オリジナルデータ

② グラウンドデータ

③ グリッドデータ

④ 水部ポリゴンデータ

⑤ 航空レーザ用写真地図データ 等

地形解析業務成果品

① DEM

② 微地形表現図

③ 傾斜区分図

④ 傾斜方位図

※貸与箇所は下表のとおり。

計画区	国有林 (官行造林)	レーザ計測成果	地形解析成果
湖南	大河原	○	
	北坂山	○	○
	馬ヶ瀬山	○	○
湖北	大箕山	○	○
	神使熊	○	○
	三谷山	○	○
	天狗岩山	○	○
	南山	○	○
	城山	○	○
	宮ノ前	○	○
	山田山	○	○
	赤坂山	○	○
	大谷山	○	○
	川原谷	○	○
	原山	○	○
	笹ヶ峰	○	○
	西大切	○	○
	荒谷山	○	○
	河内山	○	○
	(大平良山)	○	○
	(子ソノ尾)	○	○
	(遅越)	○	○
	(金具層)	○	○
	(横谷)	○	○

○成果品貸与

第2章 業務概要

1(業務概要)

本業務では、委託者が提供するデータをもとに、林相、樹高、立木密度、胸高直径、材積等の森林資源情報解析を実施する。

実施に際しては、「森林資源データ解析・管理標準仕様書案(Ver2.0(2022.7))」(日本森林技術協会・日本林野測量協会発行)に準拠して実施するものとする。なお、国有林の森林管理の実務を踏まえて、同標準仕様書と異なる仕様を本仕様書で指定している項目については、本仕様書を優先するものとする。

2(業務対象範囲)

本業務の対象範囲は、別添数量内訳書、対象箇所一覧表及び位置図。

第3章 業務内容

1(地形解析)

委託者が提供する航空レーザ計測データを利用して、DEM(TIFF形式)、微地形表現図(CS 立体図)、傾斜区分図及、傾斜方位図、既設路網図の地形情報を整備する(地形解析業務成果品貸与箇所を除く)。作成手法の詳細、パラメータ等については、サンプルデータを作成し、監督職員と協議の上、決定すること

- ①作業に先立ち、貸与した航空レーザ計測データについて、対象区域内で、計測密度が不足している区域や不適切な結合による段差等の不整合等がないことを確認し、補間・修正が可能な区域については、補間・修正を行うこと。
- ②DEM(TIFF 形式)及び微地形表現図は、0.5m グリッド標高データから生成するものとする。
- ③微地形表現図は、CS 立体図とし、標高、傾斜、曲率を彩色・重ね合わせし作成するものとし、森林内の地形等の等高線からは読みとりづらい微地形をわかりやすく表現させるものとする。対象区域の地形特性をふまえ、微地形を読み取りやすくするためにパラメータを調整するとともに、過去の成果品(令和6年度航空レーザ森林資源解析委託業務)と同様の色調及び配色に調整する。また、計測界や作成時の境界等で地形が読み取りづらいような色調変化が生じないようにすること。
- ④傾斜区分図及び傾斜方位図は、0.5m グリッド標高データを 5m グリッドにリサンプリングし、生成するものとする。
- ⑤傾斜区分図は、緩傾斜地(0～15 度)、中傾斜地(15～30 度)、急傾斜地(30～35 度)及び急峻地(35 度以上)の 4 区分とし、過去の成果品(令和6年度航空レーザ森林資源解析委託業務)と同様の配色するものとする。傾斜方位図は 45 度刻みの 8 方位に区分するものとし、過去の成果品(令和6年度航空レーザ森林資源解析委託業務)と同様の配色とする。
- ⑥既設路網図は林道・作業道の線形を、既存データ(シェープファイル)に基づき、微地形表現図(CS 立体図)等を参考にして修正するものとする。

- ⑦DEM、微地形表現図、傾斜区分図及び傾斜方位図は国土基本図 2500 図郭(平面直角座標系、2.0km×1.5km)毎に GeoTIFF 形式及び同図郭の JPEG 形式及び位置情報ファイルを作成するものとする。また、汎用 GIS や WEB-GIS サーバーでの読み込みが可能なタイルセットデータを作成するものとする。タイルセットデータは、ズームレベル7-18、タイルサイズ 256×256 ピクセルで作成し、階層化されたディレクトリ構造とする。

2(森林資源解析)

森林資源解析は、既存のレーザ計測業務成果品のデータを活用し、以下の手順に沿って、単木の位置情報、立木本数、樹高、胸高直径、材積、樹冠疎密度等の森林資源情報を整備する。また、森林資源情報は、林相・林小班・20mメッシュごとに集計した森林資源情報一覧を作成するものとする。

森林資源解析の解析手法の詳細、パラメータ等については、監督職員と協議の上、決定すること。森林資源解析にあたっては、委託者より森林調査簿等の貸与を受け、これらのデータを活用し、精度向上に努めるものとする。

森林資源解析結果については、計測を行った一時点のデータとして整理するものとするが、現地調査による精度検証・回帰式の適応判断等に際しては、発注者より貸与する収穫予想表等の資料から毎年成長量を加味し検証することとする。

(1)準備作業

解析に先立ち、森林調査簿や航空レーザ計測実施前後の施業履歴等の情報について発注者より提供を受け、皆伐地や新植地、複層林、高齢林等の解析上の取り扱いを注意すべき区域を整理するとともに、現地調査箇所選定等に反映すること。

(2)DCHM データ作成

オリジナルデータからフィルタリング処理を行い、樹冠表層高を示すデータ(点群)を作成する。フィルタリングにあたっては、手動フィルタリングを併用し、送電線や建屋等の地物の除去を行い精度向上に努めるものとする。

樹冠表層高を示すデータから、0.5m グリッドの樹冠表層モデル(DCSM:Digital Canopy Surface Model)データを作成する。樹冠表層モデル(DSCM)データと 0.5m グリッド標高(DEM)データの差分により、樹冠高(DCHM:Digital Canopy Height Model)データを作成する。

DCSM、DCHMデータは、CSV、LAS データ形式及び国土基本図 2500 図郭(平面直角座標系、2.0km×1.5km)毎の GeoTIFF 形式を作成するものとする。

(3)森林資源解析対象外ポリゴンの作成

DCHM データが一定の高さ以下となる未立木地(新植地(幼齢林)、伐採跡地、岩石地等雑地を含む)について、森林資源解析対象外ポリゴンを作成するものとし、オルソ画像や森林調査簿等から現況判読を行い、ポリゴンの属性値として整理するものとする。

(4)単木解析データ作成

DCHM データから樹頂点抽出等の樹冠高データ解析を行い、スギ、ヒノキについて単木ごとの、樹頂点樹高、樹冠投影面積、樹冠長等(以下、「単木解析データ」という。)を作成するものとする。

(5)林相区分判読

航空レーザの反射強度、オルソ画像、単木解析データ等から林相区分判読を行う。スギ、ヒノ

キ、マツ類、その他針葉樹、広葉樹、竹林に区分するものとする。判読にあたって、AI 等を用いて自動で分類した場合、分類結果を目視で確認し、必要に応じて修正するものとする。

林相区分は、5mメッシュ単位と 0.04ha を最小単位とする2種類とする。ただし、森林資源解析対象外となる未立木地(新植地、伐採跡地、岩石地等雑地を含む)については、0.01ha を最小単位とする。

(6)蓄積推定

単木解析データと林相区分結果から、蓄積の推定を行う。

スギ・ヒノキの蓄積分布図の作成にあたっては、

- a 胸高直径の推定及び解析結果の精度検証のため現地調査を行うものとする。現地調査についての要案は本章3に定める。
- b 胸高直径は、現地調査より得られた胸高直径と、DCHM データから算出した樹冠投影面積、樹高等との重回帰分析を行い、現地での適用性、更新の容易性を考慮し統計的に適切と判断された回帰式を利用して単木毎の胸高直径を推定するものとする。
- c DCHM解析により得られた樹高と回帰式等により得られた胸高直径を用いて材積を推定するものとする。

(7)林相区分図等作成

判読・解析結果から林相区分図(5mメッシュ単位と 0.04ha の最小単位)、樹高区分図を作成する。スギ・ヒノキについては林相区分図、樹高区分図のほか、立木密度分布図・蓄積分布図・収量比数分布図・樹冠疎密度分布図・樹冠長率分布図・相対幹距比分布図、形状比分布図を作成する。なお、林相区分図の作成過程でレーザの反射強度を基に林相を識別する地図(以下「林相識別図」という。)も納入すること。

林相区分図等は、ポリゴンデータを作成するとともに、国土基本図 2500 図郭(平面直角座標系、2.0km×1.5km)毎の Geotiff 形式及び同図郭の JPEG 形式及び位置情報ファイルを作成するものとする。

(8)森林資源集計ポリゴン等作成

単木解析データは、単木毎の情報(樹高、胸高直径、材積、形状比、樹冠投影面積、樹冠長率)を含むシェープデータ(ポイント)及びエクセルデータを作成する。また、林相・林小班・20m メッシュ単位毎に樹種、面積、林齢(計測年)、立木本数、立木密度、平均樹高、合計材積、ha 材積、数量比数、相対幹距比、形状比、樹冠疎密疎、樹冠長率、平均傾斜、最大傾斜、平均標高、森林計測年、森林計測法を整理した森林資源量集計ポリゴン及びエクセルデータを作成する。

3(現地調査)

本章2の解析等結果の整合性の検証のために、現地調査を行うものとする。

現地調査箇所は、監督職員と協議の上、決定するものとする。対象区域の地域特性やばらつきを考慮し、傾斜区分、樹高、立木密度等の異なる箇所を選定し、実施するものとする。あわせて、別途貸与する他自治体の既存調査結果も参考とすること。

(1)森林資源解析成果の精度検証のための現地調査

現地調査を行い、本章2で実施した森林資源解析成果となる、林相区分、単木抽出結果(樹高・

立木密度)、材積推定の精度を確認する。

現地調査は、調査プロット(水平面積 0.04ha)毎の毎木調査(胸高直径 6cm 以上の全木の樹高及び胸高直径を記録する。)を実施する。毎木調査結果より、「プロット内のレーザ計測対象木の樹高」平均値と、「レーザ計測・解析による樹頂点樹高」平均値の精度検証及び必要な補正を行う。

林相区分図、立木密度、蓄積について、誤差の検証を行い、既往回帰式や林分密度管理図の精度や適切な適用範囲について、整理するものとする。

また、林内の状況について写真を撮影、記録するものとする。

<現地調査箇所数>

樹種	箇所数
スギ・ヒノキ	スギ18箇所、ヒノキ 15 箇所 計33箇所

※本表の箇所数は、既往回帰式の適応可否判断のために必要な箇所数であり、適応可能な回帰式が存在せず、新たな回帰式を作成することが適当と考えられる場合は、委託者と協議して対応を検討すること。

4(本業務における解析図データファイル等の作成)

下記の数値地形図データファイル等を作成するとともに、現地調査結果、作業記録、精度管理表等を作成するものとする。なお、各データファイルのファイル名及び格納データのフォルダ構造は、公共測量作業規程の準則等の関連規定を参考に、明確なルールに基づいて、整理するものとする。また、作成した解析図データは、QGIS(バージョン 3.28.4)、TerraExplorer(無償版)にインポートし、設定を行ったうえで、閲覧可能な状態とするものとする。

(1)地形解析

- ・DEM(TIFF 形式)
- ・微地形図(CS 立体図)
- ・傾斜区分図
- ・傾斜方位図
- ・路網作設図

(2)森林資源解析

- ・樹冠表層モデル(DCSM)データ
- ・樹冠高(DCHM)データ
- ・解析範囲ポリゴンデータ
- ・森林資源解析対象外ポリゴンデータ
- ・林相区分図
- ・林相識別図
- ・単木解析データ(ポイント、エクセル)

- ・樹高区分図
- ・森林資源集計ポリゴンデータ(エクセル含む)
- ・立木密度分布図
- ・蓄積分布図
- ・収量比数分布図
- ・樹冠疎密度分布図
- ・樹冠長率分布図
- ・相対幹距比分布図
- ・形状比分布図

5(業務報告書の作成)

業務内容1から4までの内容・結果を取りまとめ、業務報告書を作成する。

第4章 納入成果物

1(成果物)

本業務における成果物は、次に掲げるものとする。

(1)報告書 3部(A4版)

報告書には、全体索引図(図郭割図)及び各種解析・表現図等作成のパラメータシート等を含むものとする。

(2)電磁記録媒体資料 3部(以下を格納した外付けSSD)

①調査報告書の電子データ(PDF 形式)

②数値地形図等データファイル

- ・第3章4(1)(2)の各データ
- ・QGIS(バージョン 3.28.4)プロジェクトファイル(.qgz)
- ・TerraExplorer(無償版)プロジェクトファイル(.fly)
- ・森林資源解析現地調査等データ、調査票、写真

③格納データリスト

④図郭割図(インデックス)

⑤作業記録、精度管理表

⑥打合せ協議簿

⑦その他(監督職員と協議し必要と認められるもの)

なお、納入する電磁記録媒体資料は、ウィルスチェックを行い、ウィルスチェックに関する情報(ウィルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等)を記載したラベルを添付して提出する。

別記様式第15						
物 品 管 理 官					主査	整理番号
						第 号
物 品 貸 付 申 請 書 分任物品管理官 滋賀森林管理署長 殿 令和 年 月 日 住 所 氏 名 下記物品の貸付を申請します。						
品 目		数 量		備 考		
上記物品の 1) 貸付申請理由 2) 使用場所及び使用期間 使用場所： 使用期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日						

数量内訳書

種 別		数 量	単 位	摘 要	対象国有林（官行造林）
計画準備・資料収集		1.0	式		
地形解析業務	DEM(GeoTIFF)作成	6.75	km ²		大河原
	微地形表現図（CS立体図）作成	6.75	km ²		大河原
	傾斜区分図作成	6.75	km ²		大河原
	傾斜方位図作成	6.75	km ²		大河原
	既設路網図	68.00	km		大河原・北坂山・馬ヶ瀬山・大箕山・神使熊・三谷山・天狗岩山・南山・城山・宮ノ前・山田山、赤坂山、大谷山、川原谷、原山、笹ヶ峰、西大切、荒谷山、河内山、上谷山、黒滝、（大平良山）、（子ッノ尾）、（運越）、（金具層）、（横谷）
森林資源解析業務	DCSM・DCHMデータ作成	56.23	km ²		大河原・北坂山・馬ヶ瀬山・大箕山・神使熊・三谷山・天狗岩山・南山・城山・宮ノ前・山田山、赤坂山、大谷山、川原谷、原山、笹ヶ峰、西大切、荒谷山、河内山、（大平良山）、（子ッノ尾）、（運越）、（金具層）、（横谷）
	解析範囲ポリゴンデータ作成	52.18	km ²		大河原・北坂山・馬ヶ瀬山・大箕山・神使熊・三谷山・天狗岩山・南山・城山・宮ノ前・山田山、赤坂山、大谷山、川原谷、原山、笹ヶ峰、西大切、荒谷山、河内山、（大平良山）、（子ッノ尾）、（運越）、（金具層）、（横谷）
	森林資源対象外ポリゴンデータ作成	4.05	km ²		大河原・北坂山・馬ヶ瀬山・大箕山・神使熊・三谷山・天狗岩山・南山・城山・宮ノ前・山田山、赤坂山、大谷山、川原谷、原山、笹ヶ峰、西大切、荒谷山、河内山、（大平良山）、（子ッノ尾）、（運越）、（金具層）、（横谷）
	林相区分図	52.18	km ²	5mメッシュ単位、0.04m ² 単位	大河原・北坂山・馬ヶ瀬山・大箕山・神使熊・三谷山・天狗岩山・南山・城山・宮ノ前・山田山、赤坂山、大谷山、川原谷、原山、笹ヶ峰、西大切、荒谷山、河内山、（大平良山）、（子ッノ尾）、（運越）、（金具層）、（横谷）
	林相識別図作成	52.18	km ²		大河原・北坂山・馬ヶ瀬山・大箕山・神使熊・三谷山・天狗岩山・南山・城山・宮ノ前・山田山、赤坂山、大谷山、川原谷、原山、笹ヶ峰、西大切、荒谷山、河内山、（大平良山）、（子ッノ尾）、（運越）、（金具層）、（横谷）
	樹高区分図作成	52.18	km ²		大河原・北坂山・馬ヶ瀬山・大箕山・神使熊・三谷山・天狗岩山・南山・城山・宮ノ前・山田山、赤坂山、大谷山、川原谷、原山、笹ヶ峰、西大切、荒谷山、河内山、（大平良山）、（子ッノ尾）、（運越）、（金具層）、（横谷）
	単木解析	12.72	km ²	5mメッシュ単位、スギ・ヒノキ	大河原・北坂山・馬ヶ瀬山・大箕山・神使熊・三谷山・天狗岩山・南山・城山・宮ノ前・山田山、赤坂山、大谷山、川原谷、原山、笹ヶ峰、西大切、荒谷山、河内山、（大平良山）、（子ッノ尾）、（運越）、（金具層）、（横谷）
	森林資源集計ポリゴン作成	12.72	km ²	林相・小班・20mメッシュ単位毎の集計	大河原・北坂山・馬ヶ瀬山・大箕山・神使熊・三谷山・天狗岩山・南山・城山・宮ノ前・山田山、赤坂山、大谷山、川原谷、原山、笹ヶ峰、西大切、荒谷山、河内山、（大平良山）、（子ッノ尾）、（運越）、（金具層）、（横谷）
	立木密度分布図等作成	12.72	km ²	立木密度・蓄積・収量比数・樹冠疎密度・樹冠長率・相対幹距比・形状比各分布図	大河原・北坂山・馬ヶ瀬山・大箕山・神使熊・三谷山・天狗岩山・南山・城山・宮ノ前・山田山、赤坂山、大谷山、川原谷、原山、笹ヶ峰、西大切、荒谷山、河内山、（大平良山）、（子ッノ尾）、（運越）、（金具層）、（横谷）
	現地調査・精度検証	33	箇所	スギ18箇所、ヒノキ15箇所	
打ち合わせ協議		1.0	式	3回	
報告書作成		1.0	式	1部	
電子成果品作成		1.0	式	4部	
旅費交通費		1.0	式		

※上谷山・黒滝は森林資源解析業務の対象区域ではない（既設路網図のみ）。

対象箇所一覧表(森林資源情報解析)

計画区	市町	国有林	林班	小班	林齢	小班面積	林地	樹種					林地外	備考
								スギ	ヒノキ	他針葉樹	他広葉樹	タケ		
湖南	甲賀市	大河原	1008	い	61	3.17	2.79		2.23	0.42	0.14		0.38	
湖南	甲賀市	大河原	1008	ろ01	70	2	1.76	0.28	1.48				0.24	
湖南	甲賀市	大河原	1008	ろ02	70	0.18	0.18	0.05	0.13				0.00	
湖南	甲賀市	大河原	1008	は	58	10.44	10.39		5.51	4.36	0.52		0.05	
湖南	甲賀市	大河原	1008	に	68	1.54	1.54			1.08	0.46		0.00	
湖南	甲賀市	大河原	1008	ほ	38	1.21	1.21	0.61	0.48		0.12		0.00	
湖南	甲賀市	大河原	1008	へ	103	7.69	5.63		3.1	0.84	1.69		2.06	
湖南	甲賀市	大河原	1008	と01	63	2.14	2.14	1.8	0.34				0.00	
湖南	甲賀市	大河原	1008	と02	63	5.29	4.79	4.02	0.77				0.50	
湖南	甲賀市	大河原	1008	ち	36	1.35	1.35	0.14	1.21				0.00	
湖南	甲賀市	大河原	1008	り	110	0.35	0.33	0.02	0.24		0.07		0.02	
湖南	甲賀市	大河原	1008	ぬ	56	0.53	0.53	0.26			0.27		0.00	
湖南	甲賀市	大河原	1008	る	56	1.36	1.36				1.36		0.00	
湖南	甲賀市	大河原	1008	わ	53	4.44	4.39				4.39		0.05	
湖南	甲賀市	大河原	1008	か	70	1.04	0.89				0.89		0.15	
湖南	甲賀市	大河原	1008	よ	48	1.81	1.81	0.54	0.54		0.73		0.00	
湖南	甲賀市	大河原	1008	た	55	1.45	1.45	0.87			0.58		0.00	
湖南	甲賀市	大河原	1009	い	103	15.64	15.03	0.75	6.02	1.65	6.61		0.61	
湖南	甲賀市	大河原	1009	ろ	103	13.71	13.32				13.32		0.39	
湖南	甲賀市	大河原	1009	は01	55	1.88	1.88	0.92	0.6		0.36		0.00	
湖南	甲賀市	大河原	1009	は02	67	6.32	4.86	1.46	2.18	0.49	0.73		1.46	
湖南	甲賀市	大河原	1009	は03	63	5.18	4.33	1.69	0.52		2.12		0.85	
湖南	甲賀市	大河原	1009	は04	63	2.31	2.31	1.92	0.39				0.00	
湖南	甲賀市	大河原	1009	に01	67	10.71	9.96	1.99	2.99	1.49	3.49		0.75	
湖南	甲賀市	大河原	1009	に02	62	10.85	10.01	3.5	5.51		1		0.84	
湖南	甲賀市	大河原	1009	ほ	55	1.14	0.97	0.48			0.49		0.17	
湖南	甲賀市	大河原	1009	へ	59	6.5	6.24	3.25	2.37		0.62		0.26	
湖南	甲賀市	大河原	1009	と01	37	2.06	1.77	1.15	0.62				0.29	
湖南	甲賀市	大河原	1009	と02	36	0.73	0.73	0.73					0.00	
湖南	甲賀市	大河原	1009	ち	70	0.55	0.55	0.36	0.19				0.00	
湖南	甲賀市	大河原	1009	り	55	6.74	6.54		3.59	1.31	1.64		0.20	
湖南	甲賀市	大河原	1009	ぬ	55	3.26	3.23	0.39	0.39	0.23	2.22		0.03	
湖南	甲賀市	大河原	1010	い	114	25.87	25.47	1.27		1.27	22.93		0.40	
湖南	甲賀市	大河原	1010	ろ	104	26.21	25.53	1.28	6.38	6.39	11.48		0.68	
湖南	甲賀市	大河原	1010	は	104	6.71	5.36	1.02	2.41	0.05	1.88		1.35	
湖南	甲賀市	大河原	1010	に01	64	0.46	0.46	0.23			0.23		0.00	
湖南	甲賀市	大河原	1010	に02	64	0.48	0.38	0.19			0.19		0.10	
湖南	甲賀市	大河原	1010	に03	64	0.05	0.04	0.03			0.01		0.01	
湖南	甲賀市	大河原	1010	ほ	54	5.64	4.96		1.98	1.49	1.49		0.68	
湖南	甲賀市	大河原	1010	へ	40	0.5	0.5		0.5				0.00	
湖南	甲賀市	大河原	1010	と	114	13.79	13.59	0.68		0.68	12.23		0.20	
湖南	甲賀市	大河原	1010	イ		18.79	0						18.79	
湖南	甲賀市	大河原	1011	い	99	37.1	36.65	1.83	12.83	3.67	18.32		0.45	
湖南	甲賀市	大河原	1011	ろ	103	24.08	23.3	3.73	10.94	1.17	7.46		0.78	
湖南	甲賀市	大河原	1011	は	64	0.07	0.07	0.07					0.00	
湖南	甲賀市	大河原	1011	イ		0.93	0						0.93	
湖南	甲賀市	大河原	1011	ロ		11.89	0						11.89	
湖南	甲賀市	大河原	1012	い	109	112.44	108.34	2.17	13	17.34	75.83		4.10	
湖南	甲賀市	大河原	1012	ろ	101	5.29	4.79	0.72	0.96	0.24	2.87		0.50	
湖南	甲賀市	大河原	1012	は	104	2.87	2.8	0.7	1.82		0.28		0.07	
湖南	甲賀市	大河原	1012	に	104	13.2	13.1		0.66	1.31	11.13		0.10	
湖南	甲賀市	大河原	1012	イ		8.16	0						8.16	
湖南	甲賀市	大河原	1013	い	101	17.34	17.13	2.57	3.77	2.75	8.04		0.21	
湖南	甲賀市	大河原	1013	ろ01	56	9.24	9.05	4.52	1.36	0.91	2.26		0.19	
湖南	甲賀市	大河原	1013	ろ02	56	0.93	0.93	0.37	0.14	0.09	0.33		0.00	
湖南	甲賀市	大河原	1013	ろ03	56	0.28	0.28	0.15	0.04	0.03	0.06		0.00	
湖南	甲賀市	大河原	1013	は	70	2.57	2.54	2.16	0.13		0.25		0.03	
湖南	甲賀市	大河原	1013	に	57	4.17	4.12				4.12		0.05	
湖南	甲賀市	大河原	1013	ほ	57	1.41	1.41				1.41		0.00	
湖南	甲賀市	大河原	1013	へ	101	9.89	9.83	2.95	0.98		5.9		0.06	
湖南	甲賀市	大河原	1013	と	49	2.77	2.72	0.95	1.23		0.54		0.05	
湖南	甲賀市	大河原	1013	ち	49	0.36	0.34				0.34		0.02	
湖南	甲賀市	大河原	1013	り	42	2.44	2.44		2.44				0.00	
湖南	甲賀市	大河原	1014	い	109	8.92	7.23	0.94	1.52	0.22	4.55		1.69	
湖南	甲賀市	大河原	1014	ろ	51	0.18	0.16				0.16		0.02	
湖南	甲賀市	大河原	1014	は	51	8.5	7.74	0.54	5.03		2.17		0.76	
湖南	甲賀市	大河原	1014	に	51	2.17	1.99		1.11		0.88		0.18	
湖南	甲賀市	大河原	1014	ほ	80	4.33	4.23		0.21		4.02		0.10	
湖南	甲賀市	大河原	1014	へ	64	5.93	5.78	3.47	1.73		0.58		0.15	
湖南	甲賀市	大河原	1014	と	113	29.18	26.36	0.26	1.05	4.21	20.84		2.82	
湖南	甲賀市	大河原	1014	ち	124	3.42	2.99		0.6	0.45	1.94		0.43	
湖南	甲賀市	大河原	1014	り	46	1.38	1.33		0.93		0.4		0.05	
湖南	甲賀市	大河原	1014	ぬ	106	0.21	0.21	0.15			0.06		0.00	
湖南	甲賀市	大河原	1014	る	46	1.55	1.51		1.51				0.04	
湖南	甲賀市	大河原	1014	わ	106	0.23	0.19	0.01	0.01	0.02	0.15		0.04	
湖南	甲賀市	大河原	1014	か	59	1.65	1.65	0.77	0.38		0.5		0.00	
湖南	甲賀市	大河原	1014	よ	64	0.9	0.9	0.22	0.02	0.02	0.64		0.00	
湖南	甲賀市	大河原	1014	た	50	6.01	5.93	1.6	3.74		0.59		0.08	
湖南	甲賀市	大河原	1014	れ	50	0.21	0.21				0.21		0.00	
湖南	甲賀市	大河原	1015	い	68	1.87	1.84	1.1	0.74				0.03	
湖南	甲賀市	大河原	1015	ろ	61	19.32	15.94	1.91	12.44		1.59		3.38	
湖南	甲賀市	大河原	1015	は	49	4.2	3.94	0.2	0.39		3.35		0.26	
湖南	甲賀市	大河原	1015	に01	63	0.93	0.93		0.65		0.28		0.00	
湖南	甲賀市	大河原	1015	に02	64	0.88	0.88	0.07	0.63		0.18		0.00	
湖南	甲賀市	大河原	1015	に03	64	2.32	1.93	0.19	1.16		0.58		0.39	
湖南	甲賀市	大河原	1015	ほ	52	15.86	12.97	2.72	5.06		5.19		2.89	
湖南	甲賀市	大河原	1015	へ	108	3.22	2.41	1.33	0.36	0.12	0.6		0.81	
湖南	甲賀市	大河原	1015	と	39	1.08	1.08		0.62		0.46		0.00	
湖南	甲賀市	大河原	1015	ち	68	0.54	0.35	0.31			0.04		0.19	
湖南	甲賀市	大河原	1015	り	123	1.39	1.32	0.26	0.4	0.07	0.59		0.07	
湖南	甲賀市	大河原	1015	ぬ	68	2.01	2.01	1.15	0.5		0.36		0.00	
湖南	甲賀市	大河原	1015	る	102	1.11	1.11	0.67	0.22		0.22		0.00	

計画区	市町	国有林	林班	小班	林齢	小班面積	林地	樹種					林地外	備考
								スギ	ヒノキ	他針葉樹	他広葉樹	タケ		
湖南	甲賀市	大河原	1015	わ	58	6.64	6.44	0.97	2.89		2.58		0.20	
湖南	甲賀市	大河原	1015	か	55	2.13	2.13	1.34	0.58		0.21		0.00	
湖南	甲賀市	大河原	1015	よ	51	5.57	5.02	0.5	4.52				0.55	
湖南	甲賀市	大河原	1015	た	90	7.32	6.64	0.66	0.66	1.32	4		0.68	
湖南	甲賀市	大河原	1015	れ	51	0.84	0.84				0.84		0.00	
湖南	甲賀市	大河原	1015	そ	75	5.26	4.79	0.48	0.48		3.83		0.47	
湖南	甲賀市	大河原	1015	つ	100	2.05	2.05	0.31	0.1		1.64		0.00	
湖南	甲賀市	大河原	1015	ね	114	2.75	1.32		0.66		0.66		1.43	
湖南	甲賀市	大河原	1015	な	110	5.89	5.79		2.31	1.16	2.32		0.10	
湖南	甲賀市	大河原	1015	ら	109	4.16	4	0.04	1.96	0.72	1.28		0.16	
湖南	甲賀市	大河原	1015	む	52	2.23	2.2	0.04	0.18	0.22	1.76		0.03	
湖南	甲賀市	大河原	1015	イ		1.32	0						1.32	
湖南	大津市	北坂山	8	い	79	11.05	11.05			3.32	7.73		0.00	
湖南	大津市	北坂山	8	ろ	102	0.51	0.51		0.51				0.00	
湖南	大津市	北坂山	8	は	102	1.71	1.71		1.54		0.17		0.00	
湖南	大津市	馬ヶ瀬山	10	い	113	0.51	0.51			0.31	0.2		0.00	
湖南	大津市	馬ヶ瀬山	10	ろ	51	1.86	1.8	1.8					0.06	
湖南	大津市	馬ヶ瀬山	10	は	49	7.47	7.47			3.06	4.41		0.00	
湖南	大津市	馬ヶ瀬山	10	に	80	2.58	2.58	0.65	1.54	0.13	0.26		0.00	
湖南	大津市	馬ヶ瀬山	10	ほ	59	8.09	8.09			7.04	1.05		0.00	
湖南	大津市	馬ヶ瀬山	10	へ	52	7.01	7	0.84	3.36	0.7	2.1		0.01	
湖南	大津市	馬ヶ瀬山	10	と01	54	1.07	1.07		0.21	0.11	0.75		0.00	
湖南	大津市	馬ヶ瀬山	10	と02	54	4.13	4.11		1.23	2.47	0.41		0.02	
湖南	大津市	馬ヶ瀬山	10	ち	24	1	1		0.54	0.1	0.36		0.00	
湖南	大津市	馬ヶ瀬山	10	り	107	0.97	0.97		0.82	0.05	0.1		0.00	
湖南	大津市	馬ヶ瀬山	10	ぬ	51	3.17	3.15			2.52	0.63		0.02	
湖南	大津市	馬ヶ瀬山	10	る	67	2.13	2.13			0.21	1.92		0.00	
湖南	大津市	馬ヶ瀬山	10	わ	43	1	1		1				0.00	
湖南	大津市	馬ヶ瀬山	10	か	43	1.82	1.82			1.46	0.36		0.00	
湖南	大津市	馬ヶ瀬山	10	よ	51	0.05	0.05	0.05					0.00	
湖南	大津市	馬ヶ瀬山	10	イ		0.15							0.15	
湖南	大津市	馬ヶ瀬山	10	ロ		0.21							0.21	
湖南	大津市	馬ヶ瀬山	10	ハ		0.86							0.86	
湖南	大津市	馬ヶ瀬山	10	ニ		0.86							0.86	
湖北	長浜市	大箕山	566	い01	57	2.54	2.53	1.27		0.63	0.63		0.01	
湖北	長浜市	大箕山	566	い02	56	2.86	2.86	0.57		0.72	1.57		0.00	
湖北	長浜市	大箕山	566	い03	46	1.19	1.18	0.48	0.35		0.35		0.01	
湖北	長浜市	大箕山	566	い04	57	0.08	0.08	0.04		0.02	0.02		0.00	
湖北	長浜市	大箕山	566	ろ	63	2.36	2.35	1.41			0.94		0.01	
湖北	長浜市	大箕山	566	は01	69	2.45	2.44	1.71			0.73		0.01	
湖北	長浜市	大箕山	566	は02	69	2.16	2.16	1.51			0.65		0.00	
湖北	長浜市	大箕山	566	イ		0.05	0						0.05	
湖北	長浜市	大箕山	567	い01	59	14.34	14.34	2.87		2.86	8.61		0.00	
湖北	長浜市	大箕山	567	い02	59	5.44	5.44	1.09		1.08	3.27		0.00	
湖北	長浜市	大箕山	567	ろ01	74	5.52	5.48	4.93			0.55		0.04	
湖北	長浜市	大箕山	567	ろ02	74	0.4	0.4	0.36			0.04		0.00	
湖北	長浜市	大箕山	567	は	54	1.86	1.86	1.12		0.37	0.37		0.00	
湖北	長浜市	大箕山	567	に	59	0.84	0.84				0.84		0.00	
湖北	長浜市	大箕山	567	ほ	54	2.6	2.6	0.52	1.56		0.52		0.00	
湖北	長浜市	大箕山	567	へ	65	0.99	0.99				0.99		0.00	
湖北	長浜市	大箕山	567	と	91	0.94	0.94				0.94		0.00	
湖北	長浜市	大箕山	567	ち	58	0.61	0.61				0.61		0.00	
湖北	長浜市	大箕山	567	り01	55	2.48	2.48		0.25		2.23		0.00	
湖北	長浜市	大箕山	567	り02	55	1.18	1.18		0.12		1.06		0.00	
湖北	長浜市	大箕山	567	ぬ01	47	1.49	1.49	0.74	0.39		0.36		0.00	
湖北	長浜市	大箕山	567	ぬ02	47	1.13	1.13	0.57	0.29		0.27		0.00	
湖北	長浜市	大箕山	567	る	129	0.62	0.62	0.45	0.04		0.13		0.00	
湖北	長浜市	大箕山	567	わ01	74	2.21	2.21	1.55			0.66		0.00	
湖北	長浜市	大箕山	567	わ02	74	0.15	0.15	0.11			0.04		0.00	
湖北	長浜市	大箕山	567	わ03	74	0.51	0.51	0.34			0.17		0.00	
湖北	長浜市	大箕山	567	わ04	74	0.65	0.65	0.44			0.21		0.00	
湖北	長浜市	大箕山	567	か	47	2.10	2.10	2.10					0.00	
湖北	長浜市	大箕山	567	よ	43	6.55	6.55	1.18	5.04		0.33		0.00	
湖北	長浜市	大箕山	567	た	117	0.42	0.42				0.42		0.00	
湖北	長浜市	大箕山	567	イ		0.40	0.00						0.40	
湖北	長浜市	大箕山	567	ロ		0.15	0.00						0.15	
湖北	長浜市	大箕山	567	ハ		0.38	0.00						0.38	
湖北	長浜市	神使熊	568	い	60	1.44	1.44	1.01			0.43		0.00	
湖北	長浜市	神使熊	568	ろ	65	0.57	0.48	0.43			0.05		0.09	
湖北	長浜市	神使熊	568	は	52	3.67	3.66	1.94	0.77		0.95		0.01	
湖北	長浜市	神使熊	568	に	61	6.03	6.00	2.64		2.16	1.20		0.03	
湖北	長浜市	神使熊	568	ほ	70	3.68	3.68	0.92		1.47	1.29		0.00	
湖北	長浜市	神使熊	568	へ	88	0.64	0.64				0.64		0.00	
湖北	長浜市	神使熊	568	と	69	0.59	0.59	0.03			0.56		0.00	
湖北	長浜市	神使熊	568	ち	64	0.79	0.79	0.04			0.75		0.00	
湖北	長浜市	神使熊	568	り	3	0.42	0.42					0.42	0.00	
湖北	長浜市	神使熊	568	ぬ01	54	0.67	0.67	0.60			0.07		0.00	
湖北	長浜市	神使熊	568	ぬ02	54	0.04	0.04	0.04			0.00		0.00	
湖北	長浜市	神使熊	568	る01	76	11.26	11.21	0.56		6.73	3.92		0.05	
湖北	長浜市	神使熊	568	る02	76	0.46	0.46	0.02		0.28	0.16		0.00	
湖北	長浜市	神使熊	568	る03	76	1.19	1.19	0.06		0.71	0.42		0.00	
湖北	長浜市	神使熊	568	わ	54	0.72	0.72	0.36		0.22	0.14		0.00	
湖北	長浜市	三谷山	569	い	82	0.76	0.76	0.15		0.04	0.57		0.00	
湖北	長浜市	三谷山	569	ろ	73	1.65	1.65	1.48			0.17		0.00	
湖北	長浜市	三谷山	569	は	76	3.30	3.30			1.98	1.32		0.00	
湖北	長浜市	三谷山	569	に	78	1.75	1.75	0.49		0.25	1.01		0.00	
湖北	長浜市	三谷山	569	ほ	56	1.40	1.40	0.84		0.28	0.28		0.00	
湖北	長浜市	三谷山	569	へ	65	2.15	2.15	0.54		1.39	0.22		0.00	
湖北	長浜市	三谷山	569	と	73	12.00	11.84	9.00		1.89	0.95		0.16	
湖北	長浜市	三谷山	569	ち	63	1.22	1.22	0.28		0.06	0.88		0.00	
湖北	長浜市	三谷山	569	り	77	0.25	0.20	0.20					0.05	
湖北	長浜市	三谷山	569	ぬ	72	6.16	6.16			1.54	4.62		0.00	
湖北	長浜市	三谷山	570	い	53	4.53	4.53	4.53					0.00	
湖北	長浜市	三谷山	570	ろ	52	2.43	2.42	1.62	0.80				0.01	

計画区	市町	国有林	林班	小班	林齢	小班面積	林地	樹種					林地外	備考
								スギ	ヒノキ	他針葉樹	他広葉樹	タケ		
湖北	長浜市	三谷山	570	は	51	1.85	1.85			0.92	0.93		0.00	
湖北	長浜市	三谷山	570	に	87	5.01	5.01	1.61	1.30	0.50	1.60		0.00	
湖北	長浜市	三谷山	570	ほ	72	4.78	4.78	1.43		2.87	0.48		0.00	
湖北	長浜市	三谷山	570	へ	75	0.67	0.67				0.67		0.00	
湖北	長浜市	三谷山	570	と	57	13.09	13.04	7.04	1.96	3.39	0.65		0.05	
湖北	長浜市	三谷山	570	ち	54	1.09	1.09				1.09		0.00	
湖北	長浜市	三谷山	570	り01	68	7.56	7.52	2.56	0.08	3.90	0.98		0.04	
湖北	長浜市	三谷山	570	り02	68	3.89	3.89	1.32	0.04	2.03	0.50		0.00	
湖北	長浜市	三谷山	570	ぬ01	51	1.83	1.79	1.32	0.47				0.04	
湖北	長浜市	三谷山	570	ぬ02	51	1.17	1.15	0.85	0.30				0.02	
湖北	長浜市	三谷山	570	る	55	3.23	3.23		0.48	0.16	2.59		0.00	
湖北	長浜市	三谷山	570	わ	65	23.18	23.13	16.19		4.63		2.31	0.05	
湖北	長浜市	三谷山	570	か	68	0.12	0.11	0.11					0.01	
湖北	長浜市	三谷山	570	よ	52	0.27	0.25	0.25					0.02	
湖北	長浜市	三谷山	570	た	87	0.10	0.10	0.10					0.00	
湖北	長浜市	三谷山	570	れ	68	1.13	1.08	1.08					0.05	
湖北	長浜市	三谷山	570	そ	57	0.25	0.25	0.25					0.00	
湖北	長浜市	三谷山	570	つ	51	0.10	0.10	0.10					0.00	
湖北	長浜市	三谷山	570	イ		0.16	0.00						0.16	
湖北	長浜市	三谷山	570	ロ		0.17	0.00						0.17	
湖北	長浜市	三谷山	570	ハ		0.28	0.00						0.28	
湖北	長浜市	三谷山	570	ニ		0.11	0.00						0.11	
湖北	長浜市	(大平良山)	1	い01	77	15.96	15.78				15.78		0.18	
湖北	長浜市	(大平良山)	1	い02	77	0.03	0.03				0.03		0.00	
湖北	長浜市	(大平良山)	1	い03	77	0.03	0.03				0.03		0.00	
湖北	長浜市	(大平良山)	1	ろ	76	11.08	10.92	0.11	0.33		10.48		0.16	
湖北	長浜市	(大平良山)	1	イ01		0.04	0.00						0.04	
湖北	長浜市	(大平良山)	1	イ02		0.72	0.00						0.72	
湖北	長浜市	(子ソノ尾)	2	い	61	8.25	8.20	6.56			1.64		0.05	
湖北	長浜市	(遅越)	3	い	81	2.32	2.32	0.23	2.09				0.00	
湖北	長浜市	(遅越)	3	ろ	81	24.38	23.94	2.39			21.55		0.44	
湖北	長浜市	(遅越)	3	イ01		0.80	0.00						0.80	
湖北	長浜市	(遅越)	3	イ02		0.30	0.00						0.30	
湖北	長浜市	(金具層)	4	い	85	16.24	15.83	2.06	0.47	8.23	5.07		0.41	
湖北	長浜市	(金具層)	4	ろ	86	5.07	5.07	0.91	0.76	1.27	2.13		0.00	
湖北	長浜市	(金具層)	5	い	83	28.35	27.57	2.20	0.83	2.76	21.78		0.78	
湖北	長浜市	(金具層)	5	イ		6.15	0.00						6.15	
湖北	高島市	天狗岩山	1	い	136	28.34	27.96			12.02	15.94		0.38	
湖北	高島市	天狗岩山	1	ろ	61	4.69	4.69			3.28	1.41		0.00	
湖北	高島市	天狗岩山	1	は	100	1.61	1.59	0.98		0.32	0.29		0.02	
湖北	高島市	天狗岩山	1	に	71	1.02	1.01			0.66	0.35		0.01	
湖北	高島市	天狗岩山	1	ほ	62	1.21	1.16			0.81	0.35		0.05	
湖北	高島市	天狗岩山	1	へ	93	0.82	0.81	0.66		0.12	0.03		0.01	
湖北	高島市	天狗岩山	1	と	62	6.99	6.89			4.48	2.41		0.10	
湖北	高島市	天狗岩山	1	ち	97	0.42	0.40			0.28	0.12		0.02	
湖北	高島市	南山	2	い	130	12.83	12.76	0.51		3.45	8.80		0.07	
湖北	高島市	南山	2	ろ	146	0.81	0.80			0.40	0.40		0.01	
湖北	高島市	南山	2	は	66	3.33	3.15		1.48	1.67			0.18	
湖北	高島市	南山	2	に	66	4.79	4.71		0.57	2.82	1.32		0.08	
湖北	高島市	南山	2	ほ01	95	6.30	5.87	0.59	1.17	3.52	0.59		0.43	
湖北	高島市	南山	2	ほ02	37	1.33	1.20		1.20				0.13	
湖北	高島市	南山	2	へ	64	1.34	1.31			0.65	0.66		0.03	
湖北	高島市	南山	2	と	49	6.88	6.48			3.24	3.24		0.40	
湖北	高島市	南山	2	ち	57	2.57	2.57			1.28	1.29		0.00	
湖北	高島市	南山	2	り	57	2.77	2.77			1.38	1.39		0.00	
湖北	高島市	南山	2	ぬ	50	0.68	0.63				0.63		0.05	
湖北	高島市	南山	3	い	60	6.16	6.16			1.85	4.31		0.00	
湖北	高島市	南山	3	ろ	146	7.86	7.55	0.38		1.51	5.66		0.31	
湖北	高島市	南山	3	は	126	6.11	6.08	0.30		1.52	4.26		0.03	
湖北	高島市	南山	3	に	50	0.74	0.61			0.37	0.24		0.13	
湖北	高島市	南山	3	ほ	55	5.21	4.99			2.49	2.50		0.22	
湖北	高島市	南山	3	イ		18.10	0.00						18.10	
湖北	高島市	城山	5	い	66	3.97	3.97			0.20	3.77		0.00	
湖北	高島市	城山	5	ろ	65	2.34	2.34	0.47	1.40		0.47		0.00	
湖北	高島市	城山	5	は	71	5.08	5.08	0.51	1.02	0.25	3.30		0.00	
湖北	高島市	城山	5	に	94	2.16	2.16			0.22	1.94		0.00	
湖北	高島市	城山	5	ほ	69	2.77	2.77	0.03	1.74	0.14	0.86		0.00	
湖北	高島市	城山	5	へ	38	4.00	3.93	0.79	2.75		0.39		0.07	
湖北	高島市	城山	5	と	94	3.48	3.48	0.35	1.04	0.17	1.92		0.00	
湖北	高島市	城山	5	ち	61	2.63	2.27	1.36	0.23	0.11	0.57		0.36	
湖北	高島市	城山	5	り	58	1.82	1.82			0.14	1.68		0.00	
湖北	高島市	城山	5	ぬ	90	1.15	1.15		0.97	0.09	0.09		0.00	
湖北	高島市	城山	5	る	57	0.95	0.95			0.10	0.85		0.00	
湖北	高島市	城山	5	わ	91	0.72	0.72				0.72		0.00	
湖北	高島市	城山	5	か	63	0.67	0.67	0.40			0.27		0.00	
湖北	高島市	城山	5	よ	46	2.10	2.10	0.74	0.96	0.19	0.21		0.00	
湖北	高島市	城山	5	た	61	1.40	1.40		0.03	0.07	1.30		0.00	
湖北	高島市	城山	6	い	67	8.52	8.52	0.09	0.09	0.43	7.91		0.00	
湖北	高島市	城山	6	ろ	63	1.13	1.13		0.47	0.06	0.60		0.00	
湖北	高島市	城山	6	は	83	0.30	0.29	0.03	0.13	0.01	0.12		0.01	
湖北	高島市	城山	6	に	83	1.32	1.32	0.26	0.26	0.07	0.73		0.00	
湖北	高島市	城山	6	ほ	48	2.47	2.47			0.12	2.35		0.00	
湖北	高島市	城山	6	へ	83	0.72	0.71	0.35	0.18	0.07	0.11		0.01	
湖北	高島市	城山	6	と	54	6.67	6.60		6.60				0.07	
湖北	高島市	城山	6	ち	54	4.96	4.96			0.50	4.46		0.00	
湖北	高島市	城山	6	り	62	6.29	6.26	2.07	2.69	0.94	0.56		0.03	
湖北	高島市	城山	6	ぬ	67	1.37	1.37			0.14	1.23		0.00	
湖北	高島市	城山	6	る	70	2.87	2.79		0.14		2.65		0.08	
湖北	高島市	城山	6	わ	116	0.32	0.32				0.32		0.00	
湖北	高島市	城山	6	か	59	1.88	1.88		0.56	0.18	1.14		0.00	
湖北	高島市	城山	6	よ	64	3.48	3.48	1.40	1.39	0.17	0.52		0.00	
湖北	高島市	城山	6	た	69	3.07	2.97	0.89	2.08				0.10	
湖北	高島市	城山	6	イ		0.12	0.00						0.12	
湖北	高島市	城山	6	ロ		0.16	0.00						0.16	

計画区	市町	国有林	林班	小班	林齢	小班面積	林地	樹種					林地外	備考
								スギ	ヒノキ	他針葉樹	他広葉樹	タケ		
湖北	高島市	城山	6	ハ		0.11	0.00						0.11	
湖北	高島市	宮ノ前	7	い	77	3.29	3.29				3.29		0.00	
湖北	高島市	宮ノ前	7	ろ	143	13.39	13.38			0.67	12.71		0.01	
湖北	高島市	宮ノ前	7	は	68	6.51	6.41			0.32	6.09		0.10	
湖北	高島市	宮ノ前	7	に	79	1.52	1.52			0.15	1.37		0.00	
湖北	高島市	宮ノ前	7	ほ	67	5.35	5.11	0.51	0.51	0.51	3.58		0.24	
湖北	高島市	宮ノ前	7	へ	76	1.94	1.82			0.09	1.73		0.12	
湖北	高島市	宮ノ前	7	と	69	1.04	0.99	0.20	0.49		0.30		0.05	
湖北	高島市	宮ノ前	7	ち	97	2.79	2.79			0.14	2.65		0.00	
湖北	高島市	宮ノ前	7	り	47	1.70	1.70		1.70				0.00	
湖北	高島市	宮ノ前	7	ぬ	69	0.47	0.47	0.07	0.26		0.14		0.00	
湖北	高島市	宮ノ前	7	る	94	4.77	4.76		3.81	0.95			0.01	
湖北	高島市	宮ノ前	7	わ01	106	1.07	1.07		0.70	0.21	0.16		0.00	
湖北	高島市	宮ノ前	7	わ02	106	1.38	1.27		1.02		0.25		0.11	
湖北	高島市	宮ノ前	7	か	136	0.82	0.82			0.04	0.78		0.00	
湖北	高島市	宮ノ前	7	よ01	146	0.52	0.51				0.51		0.01	
湖北	高島市	宮ノ前	7	よ02	146	0.44	0.44			0.04	0.40		0.00	
湖北	高島市	山田山	511	い	79	92.20	89.07				89.07		3.13	
湖北	高島市	山田山	511	ろ	79	26.87	26.24				26.24		0.63	
湖北	高島市	山田山	511	は	67	1.43	1.42	0.85			0.57		0.01	
湖北	高島市	山田山	511	に	67	9.27	9.19	3.68			5.51		0.08	
湖北	高島市	山田山	511	イ		3.99	0.00						3.99	
湖北	高島市	山田山	511	ロ		0.90	0.00						0.90	
湖北	高島市	山田山	512	い01	81	25.78	25.64				25.64		0.14	
湖北	高島市	山田山	512	い02	81	0.85	0.85				0.85		0.00	
湖北	高島市	山田山	512	い03	81	14.88	14.83				14.83		0.05	
湖北	高島市	山田山	512	ろ	63	12.64	12.59	7.55			5.04		0.05	
湖北	高島市	山田山	512	は	66	2.33	2.31	0.35			1.96		0.02	
湖北	高島市	山田山	512	に	92	53.02	52.62				52.62		0.40	
湖北	高島市	山田山	512	イ		7.14	0.00						7.14	
湖北	高島市	山田山	512	ロ		8.89	0.00						8.89	
湖北	高島市	山田山	512	ハ		0.08	0.00						0.08	
湖北	高島市	山田山	512	ニ		0.04	0.00						0.04	
湖北	高島市	赤坂山	513	い	86	15.75	15.48				15.48		0.27	
湖北	高島市	赤坂山	513	ろ	86	14.64	14.54				14.54		0.10	
湖北	高島市	赤坂山	513	イ		45.46							45.46	
湖北	高島市	赤坂山	513	ロ		0.06							0.06	
湖北	高島市	赤坂山	513	ハ		0.06							0.06	
湖北	高島市	赤坂山	513	ニ		0.07							0.07	
湖北	高島市	赤坂山	513	ホ		0.02							0.02	
湖北	高島市	大谷山	514	い	81	35.97	35.65				35.65		0.32	
湖北	高島市	大谷山	514	ろ	66	7.56	7.44	3.72			3.72		0.12	
湖北	高島市	大谷山	514	イ		19.85	0.00						19.85	
湖北	高島市	大谷山	515	い	86	20.05	19.82	0.40			19.42		0.23	
湖北	高島市	大谷山	515	ろ	67	7.71	7.45	3.72			3.73		0.26	
湖北	高島市	大谷山	515	イ		9.32	0.00						9.32	
湖北	高島市	大谷山	520	い	86	48.34	48.03				48.03		0.31	
湖北	高島市	大谷山	520	ろ	63	16.39	16.28	11.40			4.88		0.11	
湖北	高島市	大谷山	520	イ		4.89							4.89	
湖北	高島市	川原谷	516	い	86	31.13	31.13	3.11			28.02		0.00	
湖北	高島市	川原谷	516	ろ	86	11.27	11.14	1.11			10.03		0.13	
湖北	高島市	川原谷	516	イ		17.28	0.00						17.28	
湖北	高島市	川原谷	516	ロ		0.50	0.00						0.50	
湖北	高島市	川原谷	517	い	96	48.31	47.98	9.60			38.38		0.33	
湖北	高島市	川原谷	517	ろ	45	4.42	4.41	2.65			1.76		0.01	
湖北	高島市	川原谷	517	は	46	0.60	0.60	0.36			0.24		0.00	
湖北	高島市	川原谷	517	に	96	31.43	30.01	6.00			24.01		1.42	
湖北	高島市	川原谷	522	い01	88	24.20	23.97				23.97		0.23	
湖北	高島市	川原谷	522	い02	88	49.70	49.40				49.40		0.30	
湖北	高島市	川原谷	522	ろ	63	31.75	31.05	21.74		1.55	7.76		0.70	
湖北	高島市	川原谷	522	は	88	8.55	8.53				8.53		0.02	
湖北	高島市	川原谷	522	に	62	6.64	6.62				6.62		0.02	
湖北	高島市	川原谷	522	イ		20.61							20.61	
湖北	高島市	川原谷	522	ロ		0.40							0.40	
湖北	高島市	原山	518	い	66	5.95	5.95	4.40			1.55		0.00	
湖北	高島市	原山	518	ろ	96	74.27	73.57	22.07			51.50		0.70	
湖北	高島市	原山	518	は	58	8.00	7.94	2.38			5.56		0.06	
湖北	高島市	原山	518	に	45	4.48	4.48	0.90			3.58		0.00	
湖北	高島市	原山	518	ほ01	44	5.75	5.70	2.28			3.42		0.05	
湖北	高島市	原山	518	ほ02	44	3.75	3.75	1.50			2.25		0.00	
湖北	高島市	原山	518	ほ03	44	4.35	4.35	4.35					0.00	
湖北	高島市	原山	518	へ	96	45.67	44.08	8.82			35.26		1.59	
湖北	高島市	原山	518	と	43	8.26	8.26	2.48			5.78		0.00	
湖北	高島市	原山	518	ち	47	6.25	6.25	4.37			1.88		0.00	
湖北	高島市	原山	518	り	71	4.61	4.55	2.27			2.28		0.06	
湖北	高島市	原山	518	ぬ	38	2.21	2.21	0.22			1.99		0.00	
湖北	高島市	原山	518	る	59	23.32	23.24	16.27			6.97		0.08	
湖北	高島市	原山	518	わ	35	3.61	3.61				3.61		0.00	
湖北	高島市	原山	519	い	71	0.20	0.19	0.14			0.05		0.01	
湖北	高島市	原山	519	ろ01	41	15.17	15.07	6.03			9.04		0.10	
湖北	高島市	原山	519	ろ02	41	1.08	1.08	0.86			0.22		0.00	
湖北	高島市	原山	519	ろ03	41	0.22	0.22	0.15			0.07		0.00	
湖北	高島市	原山	519	は	101	68.62	65.15	3.26			61.89		3.47	
湖北	高島市	原山	519	に	44	7.03	7.00	4.90			2.10		0.03	
湖北	高島市	原山	519	ほ01	43	9.29	8.86	4.43	0.89		3.54		0.43	
湖北	高島市	原山	519	ほ02	43	3.00	3.00	1.20			1.80		0.00	
湖北	高島市	原山	519	へ	42	6.99	6.95	4.17			2.78		0.04	
湖北	高島市	原山	519	と01	41	2.20	2.20	1.10			1.10		0.00	
湖北	高島市	原山	519	と02	42	11.46	11.46	5.73			5.73		0.00	
湖北	高島市	原山	519	と03	41	1.23	1.23	0.61			0.62		0.00	
湖北	高島市	原山	519	イ		0.90	0.00						0.90	
湖北	高島市	原山	521	い	58	1.88	1.88				1.88		0.00	
湖北	高島市	原山	521	ろ	61	22.12	21.92	10.96			10.96		0.20	
湖北	高島市	原山	521	は	101	12.78	12.73				12.73		0.05	

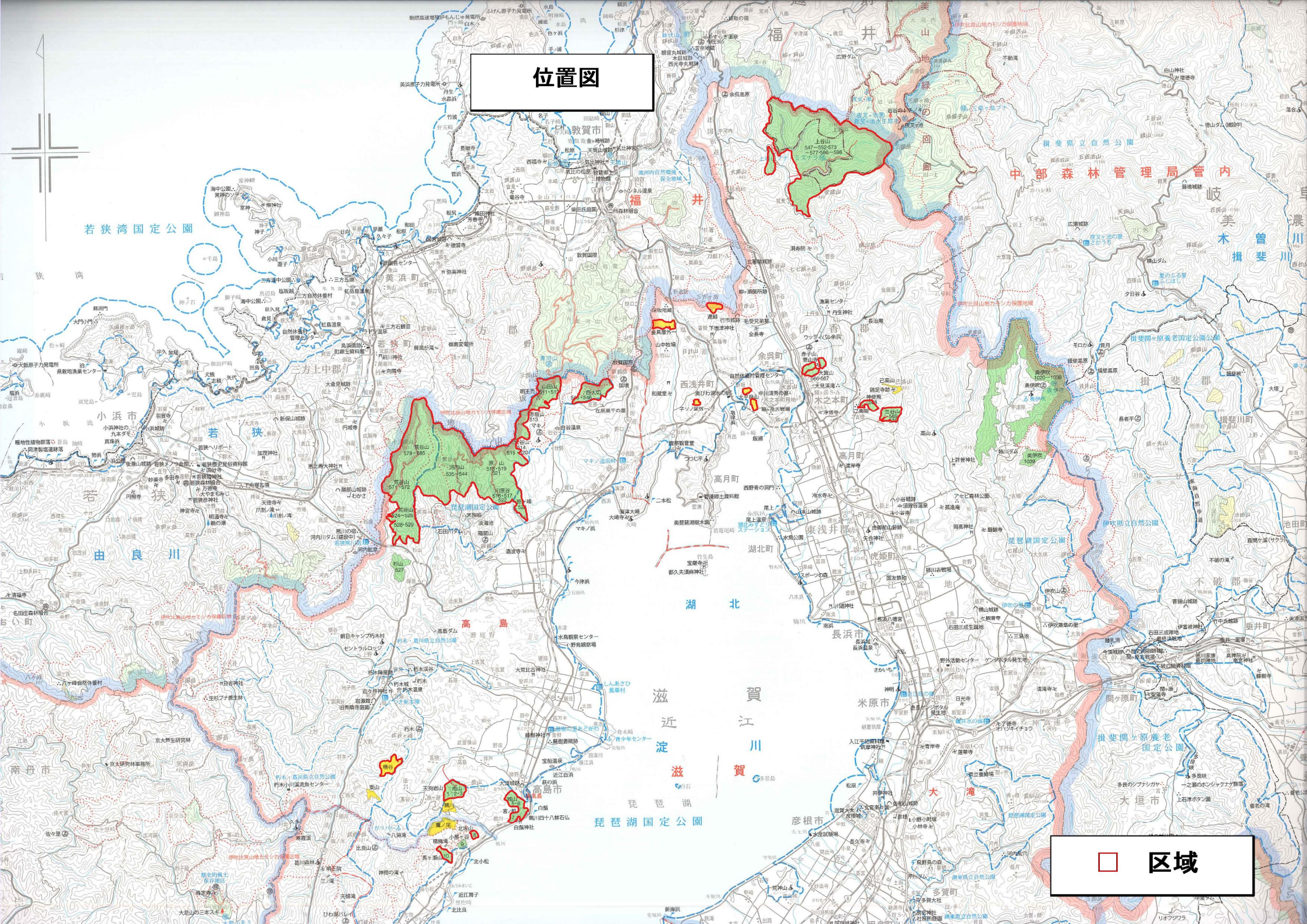
計画区	市町	国有林	林班	小班	林齢	小班面積	林地	樹種					林地外	備考
								スギ	ヒノキ	他針葉樹	他広葉樹	タケ		
湖北	高島市	原山	521	に	69	5.26	5.21	3.65			1.56		0.05	
湖北	高島市	原山	521	ほ	138	2.96	2.90	1.74	0.58		0.58		0.06	
湖北	高島市	原山	521	へ	64	21.19	21.04	12.62			8.42		0.15	
湖北	高島市	原山	521	と	69	11.04	11.04	5.52			5.52		0.00	
湖北	高島市	原山	521	ち	66	1.88	1.86				1.86		0.02	
湖北	高島市	原山	521	り	67	14.87	14.80	10.36			4.44		0.07	
湖北	高島市	原山	521	ぬ	68	15.80	15.56	6.22			9.34		0.24	
湖北	高島市	原山	521	る	44	0.15	0.15	0.15					0.00	
湖北	高島市	原山	521	わ	65	21.39	21.00	16.80			4.20		0.39	
湖北	高島市	原山	521	か	66	5.55	5.55				5.55		0.00	
湖北	高島市	原山	521	よ	76	10.17	10.17				10.17		0.00	
湖北	高島市	原山	521	イ		1.40	0.00						1.40	
湖北	高島市	原山	521	ロ		2.15	0.00						2.15	
湖北	高島市	笹ヶ峰	523	い01	68	39.40	38.02	22.82		7.60	7.60		1.38	
湖北	高島市	笹ヶ峰	523	い02	68	6.79	6.58	4.60		0.66	1.32		0.21	
湖北	高島市	笹ヶ峰	523	い03	68	8.75	8.36	6.69		0.42	1.25		0.39	
湖北	高島市	笹ヶ峰	523	ろ	61	7.03	7.03			5.62	1.41		0.00	
湖北	高島市	笹ヶ峰	523	は	62	5.63	5.63			4.50	1.13		0.00	
湖北	高島市	笹ヶ峰	523	に	66	6.69	6.69			4.68	2.01		0.00	
湖北	高島市	笹ヶ峰	523	ほ	66	4.71	4.71			2.83	1.88		0.00	
湖北	高島市	笹ヶ峰	523	へ	67	7.53	7.43			2.23	5.20		0.10	
湖北	高島市	笹ヶ峰	523	と	50	3.13	3.13	1.87		0.16	1.10		0.00	
湖北	高島市	笹ヶ峰	523	ち	58	1.31	1.31			1.05	0.26		0.00	
湖北	高島市	笹ヶ峰	523	り	48	8.76	8.76	7.18		0.70	0.88		0.00	
湖北	高島市	笹ヶ峰	523	ぬ	61	0.24	0.24			0.17	0.07		0.00	
湖北	高島市	西大切	545	い	76	39.35	39.30				39.30		0.05	
湖北	高島市	西大切	545	ろ	61	15.78	15.67	9.40			6.27		0.11	
湖北	高島市	西大切	545	は	76	21.62	21.62				21.62		0.00	
湖北	高島市	西大切	545	に	57	5.38	5.36	4.29			1.07		0.02	
湖北	高島市	西大切	545	ほ	55	36.28	35.98	21.59			14.39		0.30	
湖北	高島市	西大切	545	へ	25	11.79	11.69				11.69		0.10	
湖北	高島市	西大切	546	い	76	9.14	9.03				9.03		0.11	
湖北	高島市	西大切	546	ろ	65	16.63	16.10	8.05			8.05		0.53	
湖北	高島市	西大切	546	は	89	10.85	9.88	2.47	0.49		6.92		0.97	
湖北	高島市	西大切	546	に	56	8.41	7.89	7.10			0.79		0.52	
湖北	高島市	西大切	546	ほ	65	3.15	3.07	1.23			1.84		0.08	
湖北	高島市	西大切	546	へ	65	0.90	0.90	0.18			0.72		0.00	
湖北	高島市	西大切	546	と	25	5.57	5.36				5.36		0.21	
湖北	高島市	荒谷山	524	い	96	3.11	2.77				2.77		0.34	
湖北	高島市	荒谷山	524	ろ01	64	0.86	0.86	0.52			0.34		0.00	
湖北	高島市	荒谷山	524	ろ02	64	25.40	25.33	12.66			12.67		0.07	
湖北	高島市	荒谷山	524	は	64	1.22	1.02				1.02		0.20	
湖北	高島市	荒谷山	524	に	61	15.45	15.35	7.67			7.68		0.10	
湖北	高島市	荒谷山	524	ほ	96	23.04	22.89				22.89		0.15	
湖北	高島市	荒谷山	524	へ	96	1.15	1.15				1.15		0.00	
湖北	高島市	荒谷山	524	イ		0.29	0.00						0.29	
湖北	高島市	荒谷山	524	ロ		0.40	0.00						0.40	
湖北	高島市	荒谷山	524	ハ		0.60	0.00						0.60	
湖北	高島市	荒谷山	524	ニ		0.02	0.00						0.02	
湖北	高島市	荒谷山	525	い	96	90.47	90.01	7.20			82.81		0.46	
湖北	高島市	荒谷山	525	ろ01	59	14.31	14.12	9.88			4.24		0.19	
湖北	高島市	荒谷山	525	ろ02	58	7.22	7.20	1.44			5.76		0.02	
湖北	高島市	荒谷山	525	ろ03	55	5.04	5.04	2.02			3.02		0.00	
湖北	高島市	荒谷山	525	ろ04	56	15.10	14.32	10.02			4.30		0.78	
湖北	高島市	荒谷山	525	ろ05	56	6.30	6.27	2.51			3.76		0.03	
湖北	高島市	荒谷山	525	は	72	6.46	6.28				6.28		0.18	
湖北	高島市	荒谷山	525	に	65	0.07	0.05	0.05					0.02	
湖北	高島市	荒谷山	525	ほ	74	0.10	0.09	0.09					0.01	
湖北	高島市	荒谷山	525	へ	65	0.10	0.10	0.03			0.07		0.00	
湖北	高島市	荒谷山	525	と	72	2.11	2.00				2.00		0.11	
湖北	高島市	荒谷山	525	ち	76	2.56	2.56				2.56		0.00	
湖北	高島市	荒谷山	525	り	58	1.10	1.10	0.06			1.04		0.00	
湖北	高島市	荒谷山	525	イ		0.22	0.00						0.22	
湖北	高島市	荒谷山	525	ロ		0.52	0.00						0.52	
湖北	高島市	荒谷山	525	ハ		0.63	0.00						0.63	
湖北	高島市	荒谷山	525	ニ		1.33	0.00						1.33	
湖北	高島市	荒谷山	526	い01	52	2.81	2.81	1.40			1.41		0.00	
湖北	高島市	荒谷山	526	い02	53	3.55	3.55	1.42			2.13		0.00	
湖北	高島市	荒谷山	526	ろ	91	43.39	42.23	2.11			40.12		1.16	
湖北	高島市	荒谷山	526	は01	54	18.55	17.54	14.03			3.51		1.01	
湖北	高島市	荒谷山	526	は02	53	2.61	2.61	0.26			2.35		0.00	
湖北	高島市	荒谷山	526	に	72	5.42	5.42				5.42		0.00	
湖北	高島市	荒谷山	526	ほ	53	0.06	0.06	0.03			0.03		0.00	
湖北	高島市	荒谷山	526	へ	91	13.18	13.04	0.65			12.39		0.14	
湖北	高島市	荒谷山	526	イ		0.29	0.00						0.29	
湖北	高島市	荒谷山	526	ロ		0.27	0.00						0.27	
湖北	高島市	荒谷山	526	ハ		0.42	0.00						0.42	
湖北	高島市	荒谷山	526	ニ		0.34	0.00						0.34	
湖北	高島市	荒谷山	526	ホ		0.23	0.00						0.23	
湖北	高島市	荒谷山	528	い	71	54.08	53.78				53.78		0.30	
湖北	高島市	荒谷山	528	ろ01	54	12.32	11.96	7.18			4.78		0.36	
湖北	高島市	荒谷山	528	ろ02	53	8.76	8.67	6.07			2.60		0.09	
湖北	高島市	荒谷山	528	は	71	2.45	2.39				2.39		0.06	
湖北	高島市	荒谷山	528	に	56	3.60	3.30	2.11			1.19		0.30	
湖北	高島市	荒谷山	528	ほ	63	0.06	0.06	0.06					0.00	
湖北	高島市	荒谷山	528	へ	71	8.33	8.33				8.33		0.00	
湖北	高島市	荒谷山	528	イ		0.13	0.00						0.13	
湖北	高島市	荒谷山	528	ロ		0.20	0.00						0.20	
湖北	高島市	荒谷山	528	ハ		0.31	0.00						0.31	
湖北	高島市	荒谷山	528	ニ		0.37	0.00						0.37	
湖北	高島市	荒谷山	528	ホ		0.09	0.00						0.09	
湖北	高島市	荒谷山	528	へ		1.56	0.00						1.56	
湖北	高島市	荒谷山	529	い	96	77.88	77.37	3.09			74.28		0.51	
湖北	高島市	荒谷山	529	ろ	71	25.93	25.83				25.83		0.10	

計画区	市町	国有林	林班	小班	林齢	小班面積	林地	樹種					林地外	備考
								スギ	ヒノキ	他針葉樹	他広葉樹	タケ		
湖北	高島市	荒谷山	529	は	50	7.08	7.08	4.25			2.83		0.00	
湖北	高島市	荒谷山	529	イ		1.71	0.00						1.71	
湖北	高島市	荒谷山	571	い	53	20.47	19.34	8.90			10.44		1.13	
湖北	高島市	荒谷山	571	ろ	78	28.21	26.92				26.92		1.29	
湖北	高島市	荒谷山	571	は	76	6.60	6.55				6.55		0.05	
湖北	高島市	荒谷山	571	に	48	1.41	1.41	0.70			0.71		0.00	
湖北	高島市	荒谷山	571	ほ01	49	2.28	2.13	1.17			0.96		0.15	
湖北	高島市	荒谷山	571	ほ02	50	0.99	0.98	0.29			0.69		0.01	
湖北	高島市	荒谷山	571	ほ03	52	7.38	7.24	4.85			2.39		0.14	
湖北	高島市	荒谷山	571	ほ04	51	1.34	1.28	0.45			0.83		0.06	
湖北	高島市	荒谷山	571	へ	78	9.31	9.23				9.23		0.08	
湖北	高島市	荒谷山	571	イ		1.33	0.00						1.33	
湖北	高島市	荒谷山	571	ロ		0.85	0.00						0.85	
湖北	高島市	荒谷山	571	ハ		0.36	0.00						0.36	
湖北	高島市	荒谷山	571	ニ		0.65	0.00						0.65	
湖北	高島市	荒谷山	571	ホ		0.48	0.00						0.48	
湖北	高島市	荒谷山	571	ヘ		0.35	0.00						0.35	
湖北	高島市	荒谷山	571	ト		0.88	0.00						0.88	
湖北	高島市	荒谷山	571	チ		0.10	0.00						0.10	
湖北	高島市	荒谷山	571	リ		0.09	0.00						0.09	
湖北	高島市	荒谷山	571	ヌ		0.11	0.00						0.11	
湖北	高島市	荒谷山	572	い	74	0.08	0.08	0.08					0.00	
湖北	高島市	荒谷山	572	ろ	55	13.75	13.48	9.03			4.45		0.27	
湖北	高島市	荒谷山	572	は	78	111.84	111.09				111.09		0.75	
湖北	高島市	荒谷山	572	に	51	6.73	6.63	1.99			4.64		0.10	
湖北	高島市	荒谷山	572	イ		0.23	0.00						0.23	
湖北	高島市	荒谷山	572	ロ		0.24	0.00						0.24	
湖北	高島市	荒谷山	572	ハ		0.95	0.00						0.95	
湖北	高島市	荒谷山	572	ニ		0.13	0.00						0.13	
湖北	高島市	荒谷山	572	ホ		0.11	0.00						0.11	
湖北	高島市	荒谷山	572	ヘ		0.05	0.00						0.05	
湖北	高島市	荒谷山	578	い	70	15.39	15.10	13.59			1.51		0.29	
湖北	高島市	荒谷山	578	ろ	65	56.94	56.51	28.25			28.26		0.43	
湖北	高島市	荒谷山	578	は	96	24.58	24.49				24.49		0.09	
湖北	高島市	荒谷山	578	に	65	1.19	1.19	0.12			1.07		0.00	
湖北	高島市	荒谷山	578	ほ	65	8.20	8.20	2.05			6.15		0.00	
湖北	高島市	荒谷山	578	イ		2.00	0.00						2.00	
湖北	高島市	荒谷山	579	い	67	13.13	13.03	6.51			6.52		0.10	
湖北	高島市	荒谷山	579	ろ	72	95.53	95.03				95.03		0.50	
湖北	高島市	荒谷山	579	は	72	1.63	1.60	0.96			0.64		0.03	
湖北	高島市	荒谷山	579	に	76	0.14	0.13	0.13					0.01	
湖北	高島市	荒谷山	579	ほ	68	9.93	9.42	7.54			1.88		0.51	
湖北	高島市	荒谷山	579	へ	74	0.84	0.84	0.84					0.00	
湖北	高島市	荒谷山	579	と	70	1.03	1.03	0.79			0.24		0.00	
湖北	高島市	荒谷山	579	ち	66	0.94	0.94	0.94					0.00	
湖北	高島市	荒谷山	579	イ		0.79	0.00						0.79	
湖北	高島市	荒谷山	579	ロ01		1.54	0.00						1.54	
湖北	高島市	荒谷山	579	ロ02		0.67	0.00						0.67	
湖北	高島市	荒谷山	579	ハ		6.52	0.00						6.52	
湖北	高島市	荒谷山	579	ニ		0.14	0.00						0.14	
湖北	高島市	荒谷山	580	い	69	9.04	8.99	5.39			3.60		0.05	
湖北	高島市	荒谷山	580	ろ	66	45.17	44.83	31.38			13.45		0.34	
湖北	高島市	荒谷山	580	は	96	32.44	32.30	9.69			22.61		0.14	
湖北	高島市	荒谷山	580	に	96	24.04	24.01				24.01		0.03	
湖北	高島市	荒谷山	580	ほ	66	5.07	5.05	1.01			4.04		0.02	
湖北	高島市	荒谷山	580	へ	66	2.05	2.05	0.21			1.84		0.00	
湖北	高島市	荒谷山	580	と	66	0.70	0.70	0.18			0.52		0.00	
湖北	高島市	荒谷山	580	イ		2.50	0.00						2.50	
湖北	高島市	荒谷山	581	い	96	42.93	39.86	1.99			37.87		3.07	
湖北	高島市	荒谷山	581	ろ	96	0.12	0.12				0.12		0.00	
湖北	高島市	荒谷山	581	は	40	18.78	18.78	5.63			13.15		0.00	
湖北	高島市	荒谷山	581	に	66	19.77	18.74	11.24			7.50		1.03	
湖北	高島市	荒谷山	581	ほ	96	3.93	3.93				3.93		0.00	
湖北	高島市	荒谷山	581	へ	40	9.41	9.41	0.94			8.47		0.00	
湖北	高島市	荒谷山	581	イ		0.19	0.00						0.19	
湖北	高島市	荒谷山	581	ロ		0.15	0.00						0.15	
湖北	高島市	荒谷山	581	ハ		0.48	0.00						0.48	
湖北	高島市	荒谷山	581	ニ		0.46	0.00						0.46	
湖北	高島市	荒谷山	581	ホ		0.68	0.00						0.68	
湖北	高島市	荒谷山	581	ヘ		1.54	0.00						1.54	
湖北	高島市	荒谷山	581	ト		0.33	0.00						0.33	
湖北	高島市	荒谷山	581	チ		0.13	0.00						0.13	
湖北	高島市	荒谷山	581	リ		0.12	0.00						0.12	
湖北	高島市	荒谷山	581	ヌ		0.12	0.00						0.12	
湖北	高島市	荒谷山	581	ル		0.12	0.00						0.12	
湖北	高島市	荒谷山	582	い	44	14.63	14.63	4.39			10.24		0.00	
湖北	高島市	荒谷山	582	ろ	67	15.00	14.72	4.42			10.30		0.28	
湖北	高島市	荒谷山	582	は	45	23.73	23.73	7.12			16.61		0.00	
湖北	高島市	荒谷山	582	に	45	5.05	5.05				5.05		0.00	
湖北	高島市	荒谷山	582	ほ	67	6.17	6.17	2.47			3.70		0.00	
湖北	高島市	荒谷山	582	へ	47	0.13	0.13				0.13		0.00	
湖北	高島市	荒谷山	582	と	96	26.02	25.63	2.56			23.07		0.39	
湖北	高島市	荒谷山	582	イ		0.41	0.00						0.41	
湖北	高島市	荒谷山	583	い	43	3.68	3.67	2.20			1.47		0.01	
湖北	高島市	荒谷山	583	ろ01	42	4.65	4.18	0.84			3.34		0.47	
湖北	高島市	荒谷山	583	ろ02	42	19.77	16.86	8.43			8.43		2.91	
湖北	高島市	荒谷山	583	ろ03	42	4.29	4.27	2.13			2.14		0.02	
湖北	高島市	荒谷山	583	ろ04	41	1.98	1.60	0.32			1.28		0.38	
湖北	高島市	荒谷山	583	は01	96	32.74	28.73				28.73		4.01	
湖北	高島市	荒谷山	583	は02	96	0.16	0.16				0.16		0.00	
湖北	高島市	荒谷山	583	に01	39	1.31	1.31	1.31					0.00	
湖北	高島市	荒谷山	583	に02	39	1.20	1.20						0.00	
湖北	高島市	荒谷山	583	に03	39	1.45	1.45	1.16			0.29		0.00	
湖北	高島市	荒谷山	583	ほ	96	13.05	12.90				12.90		0.15	

計画区	市町	国有林	林班	小班	林齢	小班面積	林地	樹種					林地外	備考
								スギ	ヒノキ	他針葉樹	他広葉樹	タケ		
湖北	高島市	荒谷山	583	イ		0.33	0.00						0.33	
湖北	高島市	荒谷山	583	ロ		0.35	0.00						0.35	
湖北	高島市	荒谷山	583	ハ		0.39	0.00						0.39	
湖北	高島市	荒谷山	583	ニ		0.27	0.00						0.27	
湖北	高島市	荒谷山	583	ホ		0.93	0.00						0.93	
湖北	高島市	荒谷山	583	ヘ		0.54	0.00						0.54	
湖北	高島市	荒谷山	583	ト		0.48	0.00						0.48	
湖北	高島市	荒谷山	583	チ		0.29	0.00						0.29	
湖北	高島市	荒谷山	583	リ		0.49	0.00						0.49	
湖北	高島市	荒谷山	583	ヌ		0.59	0.00						0.59	
湖北	高島市	荒谷山	583	ル		0.06	0.00						0.06	
湖北	高島市	荒谷山	583	ワ		0.01	0.00						0.01	
湖北	高島市	荒谷山	584	い	43	1.73	1.73	0.17			1.56		0.00	
湖北	高島市	荒谷山	584	ろ	96	12.00	11.45	1.15			10.30		0.55	
湖北	高島市	荒谷山	584	は	44	15.48	15.48	3.10			12.38		0.00	
湖北	高島市	荒谷山	584	に	45	8.72	8.40	1.68			6.72		0.32	
湖北	高島市	荒谷山	584	ほ	45	4.00	4.00	1.20			2.80		0.00	
湖北	高島市	荒谷山	584	ヘ	96	26.99	26.04				26.04		0.95	
湖北	高島市	荒谷山	584	イ		0.15	0.00						0.15	
湖北	高島市	荒谷山	585	い	96	93.33	86.33	8.63			77.70		7.00	
湖北	高島市	荒谷山	585	ろ	43	11.30	11.28	6.77			4.51		0.02	
湖北	高島市	荒谷山	585	は	96	0.12	0.12				0.12		0.00	
湖北	高島市	荒谷山	585	イ		1.04	0.00						1.04	
湖北	高島市	荒谷山	585	ロ		1.21	0.00						1.21	
湖北	高島市	荒谷山	585	ハ		0.91	0.00						0.91	
湖北	高島市	荒谷山	585	ニ		0.60	0.00						0.60	
湖北	高島市	荒谷山	585	ホ		0.32	0.00						0.32	
湖北	高島市	荒谷山	585	ヘ		0.08	0.00						0.08	
湖北	高島市	荒谷山	585	ト		0.09	0.00						0.09	
湖北	高島市	荒谷山	585	チ		0.10	0.00						0.10	
湖北	高島市	荒谷山	585	リ		0.06	0.00						0.06	
湖北	高島市	河内山	535	い	86	48.60	48.40	1.94			46.46		0.20	
湖北	高島市	河内山	536	い	96	113.43	112.79	4.51			108.28		0.64	
湖北	高島市	河内山	537	い	86	163.70	162.89	6.52			156.37		0.81	
湖北	高島市	河内山	537	イ		0.02	0.00						0.02	
湖北	高島市	河内山	538	い	105	51.35	51.08	6.64			44.44		0.27	
湖北	高島市	河内山	538	ろ	72	12.82	11.70				11.70		1.12	
湖北	高島市	河内山	538	は01	51	5.92	5.63	2.25			3.38		0.29	
湖北	高島市	河内山	538	は02	50	6.16	5.78	2.89			2.89		0.38	
湖北	高島市	河内山	538	は03	51	5.42	5.39	2.69			2.70		0.03	
湖北	高島市	河内山	538	は04	52	19.59	19.49	9.74			9.75		0.10	
湖北	高島市	河内山	538	に	72	12.61	12.52				12.52		0.09	
湖北	高島市	河内山	539	い	93	96.15	94.76	8.53			86.23		1.39	
湖北	高島市	河内山	540	い01	49	7.96	7.96	4.78			3.18		0.00	
湖北	高島市	河内山	540	い02	49	1.00	1.00	0.70			0.30		0.00	
湖北	高島市	河内山	540	ろ	49	6.27	6.25	1.25			5.00		0.02	
湖北	高島市	河内山	540	は	82	13.17	13.10				13.10		0.07	
湖北	高島市	河内山	540	に	49	0.34	0.34	0.27			0.07		0.00	
湖北	高島市	河内山	540	ほ	49	2.02	2.02	0.40			1.62		0.00	
湖北	高島市	河内山	540	ヘ	48	5.63	5.53	3.32			2.21		0.10	
湖北	高島市	河内山	540	と	82	21.20	18.33	5.50			12.83		2.87	
湖北	高島市	河内山	540	ち	45	6.68	6.68				6.68		0.00	
湖北	高島市	河内山	540	り	45	5.00	5.00	1.00			4.00		0.00	
湖北	高島市	河内山	541	い	96	91.56	90.89	27.27			63.62		0.67	
湖北	高島市	河内山	541	ろ	51	6.76	6.76	5.41			1.35		0.00	
湖北	高島市	河内山	541	は	51	4.19	3.45				3.45		0.74	
湖北	高島市	河内山	541	に	50	12.82	12.78	1.92			10.86		0.04	
湖北	高島市	河内山	541	ほ	96	23.41	23.22				23.22		0.19	
湖北	高島市	河内山	541	イ		2.07	0.00						2.07	
湖北	高島市	河内山	542	い	46	15.26	15.26	4.58			10.68		0.00	
湖北	高島市	河内山	542	ろ	47	5.00	4.99	2.99			2.00		0.01	
湖北	高島市	河内山	542	は	48	12.22	12.15	7.29			4.86		0.07	
湖北	高島市	河内山	542	に	47	2.42	2.42	1.21			1.21		0.00	
湖北	高島市	河内山	542	ほ	96	59.30	56.97	11.39			45.58		2.33	
湖北	高島市	河内山	542	ヘ	96	6.96	6.94				6.94		0.02	
湖北	高島市	河内山	543	い	92	59.11	57.71	6.35			51.36		1.40	
湖北	高島市	河内山	543	ろ	47	0.25	0.25				0.25		0.00	
湖北	高島市	河内山	543	は	47	6.65	6.60	1.98			4.62		0.05	
湖北	高島市	河内山	544	い	91	163.52	162.48	14.62			147.86		1.04	
湖北	高島市	河内山	544	ろ	91	17.14	16.94				16.94		0.20	
湖北	高島市	(横谷)	1	い	64	67.96	67.26	28.25	10.76		28.25		0.70	
湖北	高島市	(横谷)	1	イ		3.85	0.00						3.85	
湖北	高島市	(横谷)	1	ロ		21.76	0.00						21.76	
	計					5,623.47	5,218.13	1,031.76	240.17	222.39	3,721.08	2.73	405.34	

※森林調査簿（樹立時（湖南R4.4.31、湖北R6.3.31））による。

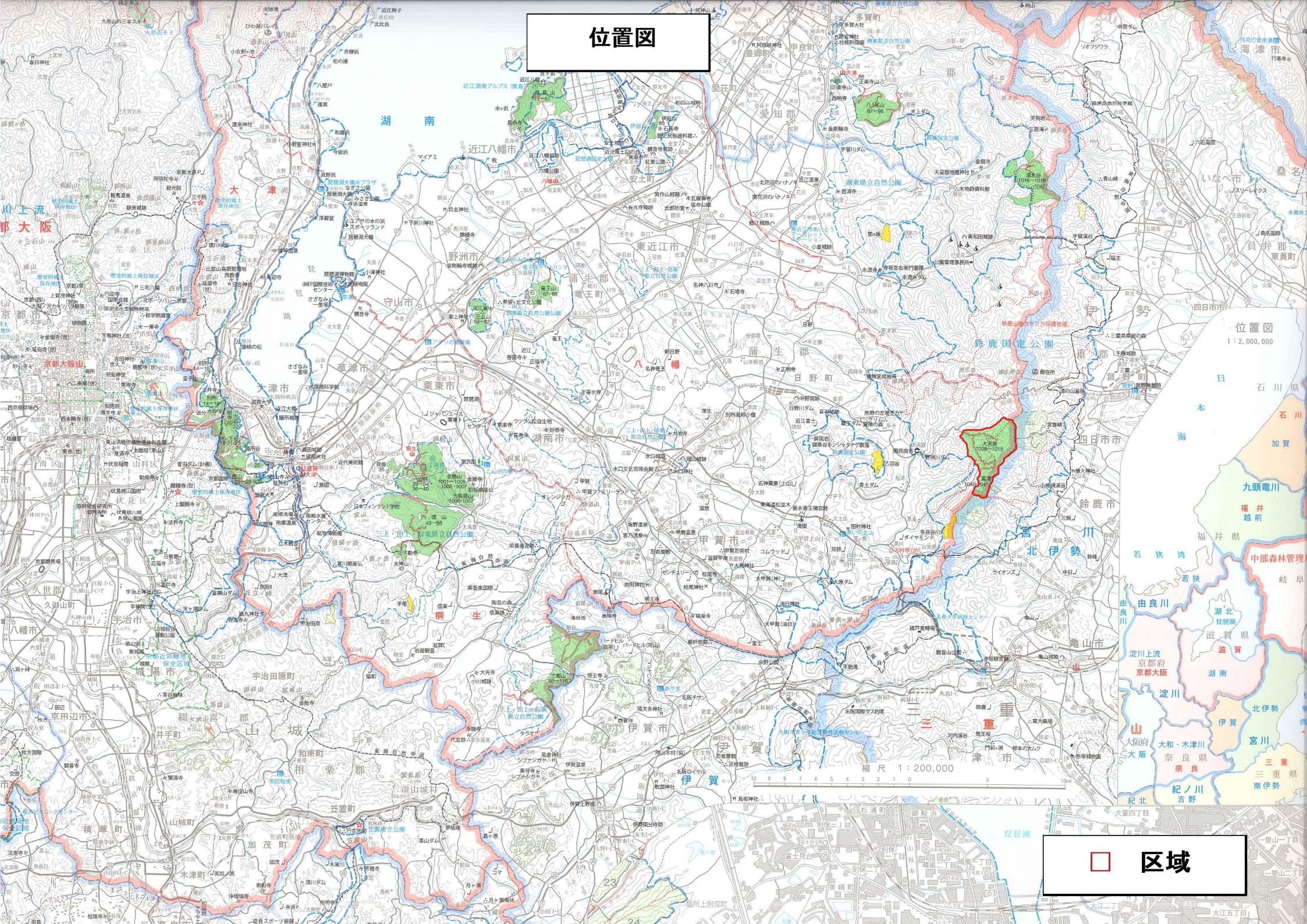
複層林の樹種面積は上層木を記載。



位置図

□ 区域

位置図



位置図
1 : 2,000,000

区域